

ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）新旧対照表

新（東京都実施計画（第3次）（平成27年9月一部改定））	旧（東京都実施計画（第3次））
<p style="text-align: center;">ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）（平成27年9月一部改定）</p> <p>目次（現行のとおり）</p> <p>計画の策定に当たって</p> <p>東京都が平成21年10月、「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第2次）」を策定してから <u>6</u> 年が経過します。</p> <p>この間、都区共同事業による自立支援システム*の実施効果もあり、都内の路上等におけるホームレス数（国管理河川含む）は、第2次実施計画の計画期間である平成21年度の3,125人から、<u>平成27年1月には1,498</u> 人にまで減少しました。</p> <p>一方、このような路上等のホームレスの背後には、住居喪失期間は短いものの終夜営業の店舗等で寝泊まりするなど、不安定な居住環境の中で路上と屋根のある場所とを行き来する層が存在しているため、雇用環境等の変化を捉えながら、引き続き積極的にホームレス対策に取り組む必要があります。</p> <p>もとより、ホームレス問題は、個々の自治体の取組だけではその抜本的な解決は困難であり、第一義的には国がその責務を果たすべき課題です。そのため、都は、これまで国に対して就労・住宅・福祉などの総合的な対策の確立や自治体の取組に対する財政負担の拡充を求めてきました。</p> <p>同時に、独自の取組として、住居喪失不安定就労者を支援するための生活相談・居住相談・就労相談を行う「TOKYOチャレンジネット」を実施するなど、社会経済状況の変化に的確に対応する施策を展開しています。</p> <p><u>平成26年6月には、これまでの施策の成果を踏まえ、今後の都のホームレス対策の方向性を示すため、「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）」を策定しました。</u></p> <p><u>また、国は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号。以下「新法」という。）を成立させ、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成25年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号）を改正したところです。</u></p> <p><u>このため、本計画についても、「新法」施行後の自立支援システムの運営や国の基本方針の改正内容等を反映し、所要の改正を図ることとしました。</u></p> <p>この計画が、ホームレスの自立に向けて真に有効に機能し、効果が発揮できるよう、都民や関係機関の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p>※ 「自立支援システム」とは、ホームレスの社会復帰に向け、心身の健康回復と本人の能力等の総合的な評価を行い、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者に対しては、生活指導、健康相談及び職業相談等の支援を実施し就労自立を目指す一連の施策です。</p> <p>I ホームレスの現状</p> <p>1 全国のホームレスの現状</p> <p>国は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の制定を受けて、基本方針の策定のために「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」を、平成15年2月、19年1月及び平成24年1月に実施しています。</p> <p>また、「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」は、平成19年1月以降毎年同時期に実施しています。</p> <p><u>27年1月調査でみると、ホームレス数は全国で6,541人（対23年調査比、4,349人の減）となっており、都道府県別では、大阪府が1,657人（同、843人の減）で最大、次いで東京都が1,498人（*）（同、1,174人の減）、以下、神奈川県1,204人（同、481人の減）、愛知県367人（同、277人の減）、福岡県294人（同、148人の</u></p>	<p style="text-align: center;">ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）</p> <p>目次（現行のとおり）</p> <p>計画の策定に当たって</p> <p>東京都が平成21年10月、「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第2次）」を策定してから <u>5</u> 年が経過します。</p> <p>この間、都区共同事業による自立支援システム*の実施効果もあり、都内の路上等におけるホームレス数（国管理河川含む）は、第2次実施計画の計画期間である平成21年度の3,125人から、<u>平成25年度には1,768</u> 人にまで減少しました。</p> <p>一方、このような路上等のホームレスの背後には、住居喪失期間は短いものの終夜営業の店舗等で寝泊まりするなど、不安定な居住環境の中で路上と屋根のある場所とを行き来する層が存在しているため、雇用環境等の変化を捉えながら、引き続き積極的にホームレス対策に取り組む必要があります。</p> <p>もとより、ホームレス問題は、個々の自治体の取組だけではその抜本的な解決は困難であり、第一義的には国がその責務を果たすべき課題です。そのため、都は、これまで国に対して就労・住宅・福祉などの総合的な対策の確立や自治体の取組に対する財政負担の拡充を求めてきました。</p> <p>同時に、独自の取組として、住居喪失不安定就労者を支援するための生活相談・居住相談・就労相談を行う「TOKYOチャレンジネット」を実施するなど、社会経済状況の変化に的確に対応する施策を展開しています。</p> <p>今回、<u>都が策定する実施計画では、「新型自立支援センター」と「自立支援住宅」を新たな核とした自立支援システムの運営や、生活の安定に向けた相談・援護・生活支援を行う総合的な対策の推進等により、ホームレスの一日も早い自立を目指すことを基本目標としています。</u></p> <p><u>なお、実施に当たっては、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、最新の時点における都内のホームレスの状況を客観的に把握し、それまでに進めた施策の評価を行った上で、適宜必要な見直しを行います。</u></p> <p>この計画が、ホームレスの自立に向けて真に有効に機能し、効果が発揮できるよう、都民や関係機関の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p>※ 「自立支援システム」とは、ホームレスの社会復帰に向け、心身の健康回復と本人の能力等の総合的な評価を行い、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者に対しては、生活指導、健康相談及び職業相談等の支援を実施し就労自立を目指す一連の施策です。</p> <p>I ホームレスの現状</p> <p>1 全国のホームレスの現状</p> <p>国は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の制定を受けて、基本方針の策定のために「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」を、平成15年2月、19年1月及び平成24年1月に実施しています。</p> <p>また、「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」は、平成19年1月以降毎年同時期に実施しています。</p> <p><u>26年1月調査でみると、ホームレス数は全国で7,508人（対22年調査比、5,616人の減）となっており、都道府県別では、大阪府が1,864人（同、1,474人の減）で最大、次いで東京都が1,768人（*）（同、1,357人の減）、以下、神奈川県1,324人（同、490人の減）、愛知県380人（同、367人の減）、福岡県369人（同、</u></p>

減)となり、**青森県**、奈良県、島根県を除く**44**都道府県でホームレスが確認されています。(\* 国土交通省管理の河川分として区部**558**人及び市町村部**124**人の計**682**人を含む。)

区市町村別では、大阪市**1,527**人(同、**644**人の減)、東京23区**1,336**人(\*) (同、**1,060**人の減)、横浜市**548**人(同、**143**人の減)、川崎市**439**人(同、**159**人の減)、名古屋市**273**人(同、**173**人の減)、福岡市**183**人(同、**87**人の減)、仙台市**110**人(同、**20**人の減)、京都市**89**人(同、**178**人の減)、北九州市**84**人(同、**24**人の減)と、都市部に集中しています。

(\* 東京23区内国土交通省管理の河川分**558**人を含む。)

## 2 東京都におけるホームレスの現状

### (1) ホームレスの概数

東京都においては、平成6年度(7年2月)から毎年、道路・公園・河川敷・駅舎等のホームレスの概数調査(8年度からは夏期8月と冬期1月ないし2月の年2回調査)を行っています。

直近の**27**年**1**月調査で見ると、都内で**816**人(対前年同期比、**178**人の減)となっており、そのうち区部では**778**人(対前年同期比、**177**人の減)、市町村部では**38**人(対前年度同期比、**1**人の減)となっています。23区内のホームレス数の推移を見ると、冬期調査では平成12年2月の5,521人をピークに、夏期調査では平成11年8月の5,798人をピークに横ばいあるいは漸減で推移していましたが、17年冬期調査以降、急激な減少傾向となり、現在では、調査開始以来の最低、ピーク時のおよそ**七分の一**になっています。

区市町村別では、台東区が**128**人で最も多く、次いで**渋谷区 89**人、**墨田区 81**人、**新宿区 70**人となっています。市町村部では府中市の**9**人が最も多く、次いで**三鷹市**の**6**人となっています。

施設別では、公園(都立霊園を含む)が**411**人(**50.4%**)で最も多く、道路**200**人(**24.5%**)、河川**98**人(**12.0%**)、駅舎**54**人(**6.6%**)その他**53**人(**6.5%**)、となっています。

性別では、男性**789**人、女性**27**人となっています。

(いずれも、国土交通省管理の河川分を除く。)

なお、同じく**27**年**1**月調査で国土交通省管理の河川のホームレス概数は、区部合計**558**人、市町村部合計**124**人となっています。

### (2) ホームレスの特徴

ホームレスになった経緯や生活状況などについて、24年1月の「ホームレスの実態に関する全国調査」(\*)に基づき23区内の特徴を見れば、以下のようになっています。

#### 【年齢】

- 平均年齢は60.9歳(19年調査、58.9歳)であり、年齢分布については、50歳から64歳までが**51.5%**(同、64.0%)また60歳以上でみれば**59.3%**(同、47.0%)を占め、高齢化が進んでいます。

#### 【生活の形態】

- 生活の場所が決まっている者が**90.5%**(同、80.2%)であり、このうち、生活場所としては「公園」が**33.2%**(同、32.2%)、「河川」が**28.0%**(同、40.1%)となっています。

#### 【路上生活の期間】

- 直近の路上生活期間については、「1年未満」が**12.4%**(同、16.2%)、「5年未満」の者の合計が**45.6%**(同、54.2%)である一方、「5年以上10年未満」が**22.4%**(同、24.8%)、「10年以上」が**32.0%**(同、21.0%)であり、長期化が進んでいます。

#### 【仕事と収入の状況】

- 仕事の状況としては、全体の**65.2%**(同69.2%)が仕事をしており、その種類(複数回答)は「廃品回収」**77.4%**(同、61.6%)、建設日雇**12.8%**(同、17.1%)となっています。全国では「廃品回収」は**77.8%**(同、75.5%)であり、東京23区の場合は全国に近い数字となっています。また、収入状況については、「1~3万円未満」が**31.4%**(同、37.7%)であるが、5万円未満の者が全体の**71.6%**(同、75.4%)を占めています。

#### 【路上生活の直前の職業】

- 路上生活の直前の職業は、建設関係の仕事が**48.7%**(同、51.0%)で半数を占め、生産工程・製造作業

**245**人の減)となり、奈良県と島根県を除く**45**都道府県でホームレスが確認されています。(\* 国土交通省管理の河川分として区部**626**人及び市町村部**148**人の計**774**人を含む。)

区市町村別では、大阪市**1,725**人(同、**1,135**人の減)、東京23区**1,581**人(\*) (同、**1,205**人の減)、横浜市**580**人(同、**130**人の減)、川崎市**490**人(同、**176**人の減)、名古屋市**264**人(同、**238**人の減)、福岡市**245**人(同、**148**人の減)、仙台市**119**人(同、**11**人の増)、京都市**113**人(同、**164**人の減)、北九州市**92**人(同、**49**人の減)と、都市部に集中しています。

(\* 東京23区内国土交通省管理の河川分**626**人を含む。)

## 2 東京都におけるホームレスの現状

### (1) ホームレスの概数

東京都においては、平成6年度(7年2月)から毎年、道路・公園・河川敷・駅舎等のホームレスの概数調査(8年度からは夏期8月と冬期1月ないし2月の年2回調査)を行っています。

直近の**26**年**1**月調査で見ると、都内で**994**人(対前年同期比、**180**人の減)となっており、そのうち区部では**955**人(対前年同期比、**162**人の減)、市町村部では**39**人(対前年度同期比、**18**人の減)となっています。23区内のホームレス数の推移を見ると、冬期調査では平成12年2月の5,521人をピークに、夏期調査では平成11年8月の5,798人をピークに横ばいあるいは漸減で推移していましたが、17年冬期調査以降、急激な減少傾向となり、現在では、調査開始以来の最低、ピーク時のおよそ**六分の一**になっています。

区市町村別では、台東区が**135**人で最も多く、次いで**新宿区 121**人、**渋谷区 112**人、**墨田区 101**人となっています。市町村部では府中市の**10**人が最も多く、次いで**立川市**の**6**人となっています。

施設別では、公園(都立霊園を含む)が**505**人(**50.8%**)で最も多く、道路**246**人(**24.7%**)、河川**123**人(**12.4%**)、駅舎**60**人(**6.0%**)その他**60**人(**6.0%**)、となっています。

性別では、男性**960**人、女性**34**人となっています。

(いずれも、国土交通省管理の河川分を除く。)

なお、同じく**26**年**1**月調査で国土交通省管理の河川のホームレス概数は、区部合計**626**人、市町村部合計**148**人となっています。

### (2) ホームレスの特徴

ホームレスになった経緯や生活状況などについて、24年1月の「ホームレスの実態に関する全国調査」(\*)に基づき23区内の特徴を見れば、以下のようになっています。

#### 【年齢】

- 平均年齢は60.9歳(19年調査、58.9歳)であり、年齢分布については、50歳から64歳までが**51.5%**(同、64.0%)また60歳以上でみれば**59.3%**(同、47.0%)を占め、高齢化が進んでいます。

#### 【生活の形態】

- 生活の場所が決まっている者が**90.5%**(同、80.2%)であり、このうち、生活場所としては「公園」が**33.2%**(同、32.2%)、「河川」が**28.0%**(同、40.1%)となっています。

#### 【路上生活の期間】

- 直近の路上生活期間については、「1年未満」が**12.4%**(同、16.2%)、「5年未満」の者の合計が**45.6%**(同、54.2%)である一方、「5年以上10年未満」が**22.4%**(同、24.8%)、「10年以上」が**32.0%**(同、21.0%)であり、長期化が進んでいます。

#### 【仕事と収入の状況】

- 仕事の状況としては、全体の**65.2%**(同69.2%)が仕事をしており、その種類(複数回答)は「廃品回収」**77.4%**(同、61.6%)、建設日雇**12.8%**(同、17.1%)となっています。全国では「廃品回収」は**77.8%**(同、75.5%)であり、東京23区の場合は全国に近い数字となっています。また、収入状況については、「1~3万円未満」が**31.4%**(同、37.7%)であるが、5万円未満の者が全体の**71.6%**(同、75.4%)を占めています。

#### 【路上生活の直前の職業】

- 路上生活の直前の職業は、建設関係の仕事が**48.7%**(同、51.0%)で半数を占め、生産工程・製造作業

15.2% (同、11.5%)、サービス業 9.3% (同、10.5%) と続いています。

【路上生活に至った理由】

・ 路上生活に至った理由 (複数回答) は「仕事が減った」が 33.0% (同、35.8%) と最も多く、「倒産・失業」 28.2% (同、27.2%)、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」 21.7% (同、23.9%) と続いています。

【健康状態】

・ 健康状態は、約 3 割の者が身体の具合が悪いと答えており、このうち、治療を受けていない者が 68.2% (同、69.5%) にのぼっています。

【福祉制度等の利用状況】

・ 福祉制度等の利用状況は、これまでに巡回相談員に会ったことがある者が全体の 77.2% (同、47.0%)。緊急一時保護センターを知っている者が 75.3% (同、76.3%)、知っており利用したことがある者が 10.1% (同、19.8%) です。一方、自立支援センターを知っている者が 64.0% (同、67.3%)、知っており利用したことがある者が 8.2% (同、9.4%) です。これまでに生活保護を受けたことがある者は全体の 29.0% (同、30.7%) で、保護を受けたことがある者のうちでは、入院治療が 46.6% (同、50.3%)、宿泊所や簡易宿所での保護が 35.9% (同、26.8%)、保護施設等での保護が 18.5% (同、15.0%) と続いています (複数回答)。

【自立に向けた今後の展望】

・ 自立に向けた今後の希望は、「アパートに住み、就職して自活したい」という者が 25.4% (同、「きちんと就職して働きたい」 34.5%) であるのに対し、「今のままでいい」という者が 35.2% (同、21.1%) となっています。

【家族関係】

・ 家族関係は、結婚していた者 (離婚・死別を含む。) が 36.6% (同、40.3%) ですが、この一年間で家族・親族と連絡がない者が 76.8% (同、78.6%) となっています。

\* 「平成24年 ホームレスの実態に関する全国調査」  
実施時期：平成24年1月16日から25日  
調査対象：東京都では23区内のホームレスを対象とし、359人に面接を行った。  
調査方法：129人の調査員が、公園や河川などの居住場所を基点として個別面接の方法により実施

II ホームレス対策の現状

1 国における取組状況

大都市を中心にホームレスが急増し、大きな社会問題化する中で、国は、東京や大阪をはじめとする自治体などからの法制度やそれに基づいた各種施策の確立等の強い要望を受け、ホームレス対策の検討に乗り出しました。

平成 11 年 2 月、内閣内政審議室及び厚生・労働・建設・自治・警察の 5 省庁と東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市及び新宿区で構成する「ホームレス問題連絡会議」が設置されました。その後、国は平成 12 年度に自立支援事業を新たに創設し、さらに、緊急一時宿泊施設の創設などを予算化しました。

平成 14 年 8 月、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。この法律は、施策の目標、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び実施計画の策定等について定めています。平成 24 年 6 月には、10 年間の時限法であった法の期限が平成 29

15.2% (同、11.5%)、サービス業 9.3% (同、10.5%) と続いています。

【路上生活に至った理由】

・ 路上生活に至った理由 (複数回答) は「仕事が減った」が 33.0% (同、35.8%) と最も多く、「倒産・失業」 28.2% (同、27.2%)、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」 21.7% (同、23.9%) と続いています。

【健康状態】

・ 健康状態は、約 3 割の者が身体の具合が悪いと答えており、このうち、治療を受けていない者が 68.2% (同、69.5%) にのぼっています。

【福祉制度等の利用状況】

・ 福祉制度等の利用状況は、これまでに巡回相談員に会ったことがある者が全体の 77.2% (同、47.0%)。緊急一時保護センターを知っている者が 75.3% (同、76.3%)、知っており利用したことがある者が 10.1% (同、19.8%) です。一方、自立支援センターを知っている者が 64.0% (同、67.3%)、知っており利用したことがある者が 8.2% (同、9.4%) です。これまでに生活保護を受けたことがある者は全体の 29.0% (同、30.7%) で、保護を受けたことがある者のうちでは、入院治療が 46.6% (同、50.3%)、宿泊所や簡易宿所での保護が 35.9% (同、26.8%)、保護施設等での保護が 18.5% (同、15.0%) と続いています (複数回答)。

【自立に向けた今後の展望】

・ 自立に向けた今後の希望は、「アパートに住み、就職して自活したい」という者が 25.4% (同、「きちんと就職して働きたい」 34.5%) であるのに対し、「今のままでいい」という者が 35.2% (同、21.1%) となっています。

【家族関係】

・ 家族関係は、結婚していた者 (離婚・死別を含む。) が 36.6% (同、40.3%) ですが、この一年間で家族・親族と連絡がない者が 76.8% (同、78.6%) となっています。

\* 「平成24年 ホームレスの実態に関する全国調査」  
実施時期：平成24年1月16日から25日  
調査対象：東京都では23区内のホームレスを対象とし、359人に面接を行った。  
調査方法：129人の調査員が、公園や河川などの居住場所を基点として個別面接の方法により実施

II ホームレス対策の現状

1 国における取組状況

大都市を中心にホームレスが急増し、大きな社会問題化する中で、国は、東京や大阪をはじめとする自治体などからの法制度やそれに基づいた各種施策の確立等の強い要望を受け、ホームレス対策の検討に乗り出しました。

平成 11 年 2 月、内閣内政審議室及び厚生・労働・建設・自治・警察の 5 省庁と東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市及び新宿区で構成する「ホームレス問題連絡会議」が設置されました。その後、国は平成 12 年度に自立支援事業を新たに創設し、さらに、緊急一時宿泊施設の創設などを予算化しました。

平成 14 年 8 月、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。この法律は、施策の目標、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び実施計画の策定等について定めています。平成 24 年 6 月には、10 年間の時限法であった法の期限が平成 29

年8月までさらに5年間延長されました。

国は、この法律に基づき、平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。この基本方針は、運用期間が5か年であり、平成20年7月、平成25年7月に改定されています。

#### 【基本方針改定のポイント（平成25年7月）】

##### ・ 固定・定着化が進む高齢層に対する支援

粘り強い相談支援により、社会生活に復帰させるよう努める。現状としては、一度ホームレスになりその期間が長期化した場合、ホームレスからの脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り、路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

##### ・ 若年層に対する支援

直ちに一般就労が難しい者に対しては、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」に取り組んでもらうため、NPO等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。

また、学校教育の段階では、体系的なキャリア教育を推進する。

##### ・ 再路上化への対応

就労によりアパート等を確保したことにより、路上（野宿）生活を脱した後、再度、路上（野宿）生活に戻ることを防止するため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、地域福祉の視点から見守り支援等に取組む。

平成27年3月、「新法」の施行に伴い、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等について、特措法の趣旨・理念を踏まえつつ、「新法」に基づく事業として実施することとなり、「基本方針」は5か年の運用期間満了前に改定されました。

#### 【基本方針改正の主な内容（平成27年3月）】

- ・ 新法は、ホームレスを含む生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであるため、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等について、特措法の趣旨・理念を踏まえつつ、新法に基づく事業として実施すること。
- ・ 平成24年6月に特措法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス対策に着実に取り組む観点から、各地域の実情を踏まえ、新法の自立相談支援事業によりホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期の把握を図りつつ、必要に応じて一時生活支援事業等にも積極的に取り組むこと  
によって、これまで以上にホームレス支援の効果を発揮することが求められること。

#### 【国のホームレス対策事業（平成27年度）】

＜ホームレス総合相談推進事業＞

行政、民間団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行います。また、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施します。

なお、本事業は新法に基づく自立相談支援事業として実施します。

＜ホームレス自立支援事業＞

年8月までさらに5年間延長されました。

国は、この法律に基づき、平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。この基本方針は、運用期間が5か年であり、平成20年7月、平成25年7月に改定されています。

#### 【基本方針改定のポイント（平成25年7月）】

##### ・ 固定・定着化が進む高齢層に対する支援

粘り強い相談支援により、社会生活に復帰させるよう努める。現状としては、一度ホームレスになりその期間が長期化した場合、ホームレスからの脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り、路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

##### ・ 若年層に対する支援

直ちに一般就労が難しい者に対しては、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」に取り組んでもらうため、NPO等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。

また、学校教育の段階では、体系的なキャリア教育を推進する。

##### ・ 再路上化への対応

就労によりアパート等を確保したことにより、路上（野宿）生活を脱した後、再度、路上（野宿）生活に戻ることを防止するため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、地域福祉の視点から見守り支援等に取組む。

#### 【国のホームレス対策事業（平成25年度）】

＜ホームレス総合相談推進事業＞

行政、民間団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行います。また、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施します。

＜ホームレス自立支援事業＞

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を実施します。

なお、本事業は新法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として実施します。

<ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）>

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスの健康状態の悪化の防止等のため、緊急一時的な宿泊場所を提供します。

なお、本事業は新法に基づく一時生活支援事業として実施します。

<ホームレス能力活用推進事業>

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、清掃業務や廃品回収などのいわゆる「都市雑業的」な職種の情報収集・提供やその職種についての知識・技能の付与を実施します。

<NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業>

巡回相談、緊急一時的な宿泊所の提供、相談・指導等の事業を実施するNPO等民間団体と連携し、これらの事業を一体的に実施します。

<ホームレス保健サービス支援事業>

健康に不安を抱えるホームレスに対し、保健所等の窓口や巡回による血圧測定、尿・血液検査、健康相談及び健康情報の提供等を実施します。

<自立の支援等に関する就職支援ナビゲーター等の配置>

自立支援センター及び自立支援センター設置地域の公共職業安定所に就職支援ナビゲーターを配置し、ホームレス等に対しきめ細かな職業相談や求人情報の提供、心理的サポート、職業定着指導等を実施します。

<自立の支援等に関する就業開拓推進員の配置>

自立支援センター設置地域の公共職業安定所等に求人者支援員を配置し、ホームレスの就業ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行います。

また、事業主に対する啓発活動を実施します。

<日雇労働者等技能講習事業>

日雇労働者及びホームレスに対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施し、就業機会の確保を図ります。

<トライアル雇用事業>

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用への移行を希望する日雇労働者を対象に、事業所における一定期間の試行雇用（試行雇用実施事業主に対しては奨励金を支給）により、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげます。

<ホームレス等就業支援事業>

就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るために、就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供や職場体験講習を実施します。

## 2 東京都における取組状況

### (1) 都区共同の取組状況

ホームレス問題については、ホームレス自身が地域社会の一員として社会生活が送れるよう支援することが基本であり、そのためには、ホームレス個々のニーズに応じた支援プログラムが用意される必要があります。

東京都は、平成12年度から、23区との共同により自立支援事業を開始し、これまでの応急援護中心の対策

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を実施します。

<ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）>

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスの健康状態の悪化の防止等のため、緊急一時的な宿泊場所を提供します。

<ホームレス能力活用推進事業>

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、清掃業務や廃品回収などのいわゆる「都市雑業的」な職種の情報収集・提供やその職種についての知識・技能の付与を実施します。

<NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業>

巡回相談、緊急一時的な宿泊所の提供、相談・指導等の事業を実施するNPO等民間団体と連携し、これらの事業を一体的に実施します。

<ホームレス保健サービス支援事業>

健康に不安を抱えるホームレスに対し、保健所等の窓口や巡回による血圧測定、尿・血液検査、健康相談及び健康情報の提供等を実施します。

<自立の支援等に関する就職支援ナビゲーター等の配置>

自立支援センター及び自立支援センター設置地域の公共職業安定所に就職支援ナビゲーターを配置し、ホームレス等に対しきめ細かな職業相談や求人情報の提供、心理的サポート、職業定着指導等を実施します。

<自立の支援等に関する就業開拓推進員の配置>

自立支援センター設置地域の公共職業安定所等に求人者支援員を配置し、ホームレスの就業ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行います。

また、事業主に対する啓発活動を実施します。

<日雇労働者等技能講習事業>

日雇労働者及びホームレスに対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施し、就業機会の確保を図ります。

<トライアル雇用事業>

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用への移行を希望する日雇労働者を対象に、事業所における一定期間の試行雇用（試行雇用実施事業主に対しては奨励金を支給）により、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげます。

<ホームレス等就業支援事業>

就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るために、就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供や職場体験講習を実施します。

## 2 東京都における取組状況

### (1) 23区の取組状況

ホームレス問題については、ホームレス自身が地域社会の一員として社会生活が送れるよう支援することが基本であり、そのためには、ホームレス個々のニーズに応じた支援プログラムが用意される必要があります。

東京都は、平成12年度から、23区との共同により自立支援事業を開始し、これまでの応急援護中心の対策

から長期的かつ総合的な対策へ転換しました。平成13年3月には、一般によく知られていなかった東京のホームレスの実態を初めて明らかにし、今後進めていくべき対策について、福祉施策を中心に基本的方向を示した「ホームレス白書」をまとめました。平成13年8月には、全国に先駆けて、緊急一時保護センター、自立支援センターによる一貫した処遇システム、いわゆる自立支援システムを構築しました。

平成16年6月から、自立支援システムや生活保護の適用などでは対応が難しいホームレスに対する新たな取組として、「ホームレス地域生活移行支援事業」を開始しました。（平成19年度末で新規の事業利用は終了。）

平成17年9月、路上生活を余儀なくされていた人を対象に、就労自立に向けた支援を行う「東京ホームレス就業支援事業推進協議会（東京ジョブステーション）」を設立しました。

平成18年度から、ホームレスが起居する場所を巡回して面接相談を実施し、状況把握及び事業等の紹介・利用あっせんを行う「巡回相談事業」を、緊急一時保護センターを拠点として開始しました。

平成20年度から、自立支援センターを就労自立退所した者等について、地域生活を継続し再び路上生活に戻らないようにすることを目的として、生活状況の把握及び必要に応じた相談支援等のアフターケアを行う「地域生活継続支援事業」を、自立支援センターを拠点として体系的に開始しました。

平成22年度から、効果・効率の観点から緊急一時保護センターと自立支援センターの機能を統合した新型自立支援センターへの順次移行を開始しました。（平成24年度中に5ブロック全てで新型化が完了）

#### 【都区のホームレス対策の経緯】

平成6年	2月	路上生活者対策・都区検討会設置
	9月	都区検討会「中間報告」
7年	2月	「路上生活者概数調査」開始（都） （昼間の目視調査、以降8年2月・8月と年2回の実施、14年2月からは多摩地域も対象とした。また、同8月から国管理河川のデータも参考値として反映させた。）
8年	7月	都区検討会「最終報告」
	8月	都区検討会の最終報告を受けて施策検討開始
10年	4月	路上生活者対策事業の要綱制定検討委員会設置
12年	7月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」締結 路上生活者対策事業実施大綱・要綱制定 （自立支援事業の開始、応急援護から自立支援へのシフト）
	11月	自立支援センター「台東寮」開設 自立支援センター「新宿寮」開設
13年	3月	東京ホームレス白書発表（都）
	4月	自立支援センター「豊島寮」開設
	8月	都区共同の一貫した自立支援システムを構築 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正 （緊急一時保護センター、自立支援センター等を核にした自

から長期的かつ総合的な対策へ転換しました。平成13年3月には、一般によく知られていなかった東京のホームレスの実態を初めて明らかにし、今後進めていくべき対策について、福祉施策を中心に基本的方向を示した「ホームレス白書」をまとめました。平成13年8月には、全国に先駆けて、緊急一時保護センター、自立支援センターによる一貫した処遇システム、いわゆる自立支援システムを構築しました。

平成16年6月から、自立支援システムや生活保護の適用などでは対応が難しいホームレスに対する新たな取組として、「ホームレス地域生活移行支援事業」を開始しました。（平成19年度末で新規の事業利用は終了。）

平成17年9月、路上生活を余儀なくされていた人を対象に、就労自立に向けた支援を行う「東京ホームレス就業支援事業推進協議会（東京ジョブステーション）」を設立しました。

平成18年度から、ホームレスが起居する場所を巡回して面接相談を実施し、状況把握及び事業等の紹介・利用あっせんを行う「巡回相談事業」を、緊急一時保護センターを拠点として開始しました。

平成20年度から、自立支援センターを就労自立退所した者等について、地域生活を継続し再び路上生活に戻らないようにすることを目的として、生活状況の把握及び必要に応じた相談支援等のアフターケアを行う「地域生活継続支援事業」を、自立支援センターを拠点として体系的に開始しました。

平成22年度から、効果・効率の観点から緊急一時保護センターと自立支援センターの機能を統合した新型自立支援センターへの順次移行を開始しました。（平成24年度中に5ブロック全てで新型化が完了）

#### 【都区のホームレス対策の経緯】

平成6年	2月	路上生活者対策・都区検討会設置
	9月	都区検討会「中間報告」
7年	2月	「路上生活者概数調査」開始（都） （昼間の目視調査、以降8年2月・8月と年2回の実施、14年2月からは多摩地域も対象とした。また、同8月から国管理河川のデータも参考値として反映させた。）
8年	7月	都区検討会「最終報告」
	8月	都区検討会の最終報告を受けて施策検討開始
10年	4月	路上生活者対策事業の要綱制定検討委員会設置
12年	7月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」締結 路上生活者対策事業実施大綱・要綱制定 （自立支援事業の開始、応急援護から自立支援へのシフト）
	11月	自立支援センター「台東寮」開設 自立支援センター「新宿寮」開設
13年	3月	東京ホームレス白書発表（都）
	4月	自立支援センター「豊島寮」開設
	8月	都区共同の一貫した自立支援システムを構築 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正 （緊急一時保護センター、自立支援センター等を核にした自

	立支援システムを構築)		立支援システムを構築)
	11月 緊急一時保護センター「大田寮」開設		11月 緊急一時保護センター「大田寮」開設
14年	3月 自立支援センター「墨田寮」開設	14年	3月 自立支援センター「墨田寮」開設
	8月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行(国)		8月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行(国)
15年	2月 ホームレスの実態に関する全国調査実施(国)	15年	2月 ホームレスの実態に関する全国調査実施(国)
	3月 緊急一時保護センター「板橋寮」開設		3月 緊急一時保護センター「板橋寮」開設
	7月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定(国)		7月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定(国)
16年	2月 「ホームレス地域生活移行支援事業」を都区共同で実施することを決定	16年	2月 「ホームレス地域生活移行支援事業」を都区共同で実施することを決定
	3月 緊急一時保護センター「江戸川寮」開設		3月 緊急一時保護センター「江戸川寮」開設
	3月 自立支援センター「渋谷寮」開設		3月 自立支援センター「渋谷寮」開設
	6月 「ホームレス地域生活移行支援事業」開始		6月 「ホームレス地域生活移行支援事業」開始
	7月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画策定(都)		7月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画策定(都)
17年	2月 緊急一時保護センター「荒川寮」開設	17年	2月 緊急一時保護センター「荒川寮」開設
	4月 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正 (地域生活移行支援事業を追加)		4月 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正 (地域生活移行支援事業を追加)
	8月 緊急一時保護センター「千代田寮」開設 (23区内に計10か所の施設設置完了)		8月 緊急一時保護センター「千代田寮」開設 (23区内に計10か所の施設設置完了)
	9月 「東京ホームレス就業支援事業推進協議会」(愛称:東京ジョブステーション)の設置(行政・民間・NPO法人・都民等が参画)		9月 「東京ホームレス就業支援事業推進協議会」(愛称:東京ジョブステーション)の設置(行政・民間・NPO法人・都民等が参画)
	10月 自立支援センター「中央寮」開設(「新宿寮」閉鎖)		10月 自立支援センター「中央寮」開設(「新宿寮」閉鎖)
	10月 自立支援センター「北寮」開設(「台東寮」閉鎖)		10月 自立支援センター「北寮」開設(「台東寮」閉鎖)
18年	4月 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正 (公園等現地へ出向いての面接相談、また地域で自立生活を送る元利用者へのアフターフォローを行う「巡回相談事業」追加)	18年	4月 都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正 (公園等現地へ出向いての面接相談、また地域で自立生活を送る元利用者へのアフターフォローを行う「巡回相談事業」追加)
	4月 自立支援センター「杉並寮」開設(「豊島寮」閉鎖)		4月 自立支援センター「杉並寮」開設(「豊島寮」閉鎖)
	11月 緊急一時保護センター「世田谷寮」開設(「大田寮」閉鎖)		11月 緊急一時保護センター「世田谷寮」開設(「大田寮」閉鎖)
19年	1月 ホームレスの実態に関する全国調査実施(国)	19年	1月 ホームレスの実態に関する全国調査実施(国)
	2月 自立支援センター「葛飾寮」開設(「墨田寮」閉鎖)		2月 自立支援センター「葛飾寮」開設(「墨田寮」閉鎖)
	5月 東京ホームレス白書Ⅱ発表(都)		5月 東京ホームレス白書Ⅱ発表(都)
	8月 「路上生活者対策事業の再構築について」策定 (効果・効率の観点から緊急・自立両センターの統合、自立支援住宅(借上げ住宅)の設置等)		8月 「路上生活者対策事業の再構築について」策定 (効果・効率の観点から緊急・自立両センターの統合、自立支援住宅(借上げ住宅)の設置等)
20年	3月 緊急一時保護センター「練馬寮」開設(「板橋寮」閉鎖)	20年	3月 緊急一時保護センター「練馬寮」開設(「板橋寮」閉鎖)

	4月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正 （「路上生活者対策事業の再構築」を反映） 自立支援事業の一環として、「地域生活移行支援」（自立支援住宅による支援）をモデル事業として第1、2ブロックで開始		4月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正 （「路上生活者対策事業の再構築」を反映） 自立支援事業の一環として、「地域生活移行支援」（自立支援住宅による支援）をモデル事業として第1、2ブロックで開始	
	7月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定） （国）		7月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定） （国）	
21年	3月	緊急一時保護センター「江東寮」開設（「江戸川寮」閉鎖）		21年	3月	緊急一時保護センター「江東寮」開設（「江戸川寮」閉鎖）
	3月	自立支援センター「品川寮」開設（「渋谷寮」閉鎖）			3月	自立支援センター「品川寮」開設（「渋谷寮」閉鎖）
	4月	自立支援住宅をモデル事業として全ブロックで実施			4月	自立支援住宅をモデル事業として全ブロックで実施
	10月	ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第2次）策定（都）			10月	ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第2次）策定（都）
	12月	「緊急一時宿泊事業」を開始。			12月	「緊急一時宿泊事業」を開始。
22年	1月	緊急一時保護センター「文京寮」開設（「荒川寮」閉鎖）		22年	1月	緊急一時保護センター「文京寮」開設（「荒川寮」閉鎖）
	8月	緊急一時保護センター「港寮」開設（「千代田寮」閉鎖）			8月	緊急一時保護センター「港寮」開設（「千代田寮」閉鎖）
	9月	自立支援センター「中央寮」閉鎖			9月	自立支援センター「中央寮」閉鎖
	10月	緊急一時保護センター「港寮」及び「文京寮」が新型自立支援センターに移行（「北寮」閉鎖）			10月	緊急一時保護センター「港寮」及び「文京寮」が新型自立支援センターに移行（「北寮」閉鎖）
23年	3月	自立支援センター「中野寮」開設（23年4月「杉並寮」閉鎖）		23年	3月	自立支援センター「中野寮」開設（23年4月「杉並寮」閉鎖）
	11月	自立支援センター「品川寮」が新型自立支援センターに移行（「世田谷寮」閉鎖）			11月	自立支援センター「品川寮」が新型自立支援センターに移行（「世田谷寮」閉鎖）
24年	1月	ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）		24年	1月	ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）
	2月	「路上生活者対策事業の今後の展開について」検討結果報告とりまとめ （路上生活者対策施設の2巡目設置の検討等）			2月	「路上生活者対策事業の今後の展開について」検討結果報告とりまとめ （路上生活者対策施設の2巡目設置の検討等）
	3月	緊急一時保護センター「江東寮」が新型自立支援センターに移行（「葛飾寮」閉鎖）			3月	緊急一時保護センター「江東寮」が新型自立支援センターに移行（「葛飾寮」閉鎖）
	6月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を5年間延長（国）			6月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を5年間延長（国）
25年	2月	自立支援センター「中野寮」が新型自立支援センターに移行（25年3月「練馬寮」閉鎖）		25年	2月	自立支援センター「中野寮」が新型自立支援センターに移行（25年3月「練馬寮」閉鎖）
	7月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定） （国）			7月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定） （国）
26年	3月	<u>自立支援センター「足立寮」開設（26年3月「江東寮」閉鎖）</u>				

3月 自立支援センター「目黒寮」開設（26年3月「品川寮」閉鎖）

6月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）策定（都）

27年 1月 自立支援センター「台東寮」開設（27年1月「文京寮」閉鎖）

8月 自立支援センター「新宿寮」開設（27年8月「港寮」閉鎖）

## (2) 区独自の取組状況

区部においては、都区共同の自立支援システムの運営のほか、健康、法律及びアルコール等に関する専門相談や、シャワー・洗濯機の利用提供など、独自の施策を展開している区もあります。

このほか、平成27年3月現在、8区で区独自の応急援護を実施しています。

## (3) 市町村の取組状況

市町村部においては、平成14年2月に初めて路上生活者概数調査を実施し、176人のホームレスが確認されました。翌年同期の調査で212人に増加しましたが、これをピークとして多少の増減をしつつも全体としては減少傾向となり、平成27年1月の調査では調査開始以来最も少ない、38人にまで減少しました。

（国土交通省管理河川分を除く。）

市部においては、繁華街や大規模公園のある市及び多摩川を除き、区部のように中心部から周辺部まで広範囲にわたってホームレスがいるという実態になっていません。

このため、社会福祉法に規定する民間の無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）（平成26年8月現在178か所、定員計5,466人）等を活用した生活保護の適用や、応急援護の実施等によって対応しています。

また、国や都の補助金を活用して、巡回相談事業に取り組む市もあります。

## (4) その他の取組状況

「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」への対策としては、平成20年4月に、インターネットカフェや漫画喫茶等に寝泊りする不安定就労者等への支援として、住居喪失不安定就労者サポートセンター「TOKYOチャレンジネット」を開設しました。

また、平成21年3月に、雇止め等による離職者への支援として、介護人材育成確保緊急対策事業「TOKYOチャレンジ介護」を開始しました。

「TOKYOチャレンジ介護」は平成22年度末に終了・再構築し、平成23年度より「TOKYOチャレンジネット」において「介護職支援コース」として実施しています。

## Ⅲ ホームレス問題の解決に向けて

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 計画改定の基本的方針

平成21年策定の実施計画は、5年間の計画期間を満了しました。

この間ホームレス対策事業による成果をあげながら、「住居喪失不安定就労者」や「派遣労働者の雇止め等による離職者」等の「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」に対する新たな施策も実施してきました。

国の基本方針では、実施計画を策定する場合には、「福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携」して、基本方針に掲げた「各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体が独自で実施する施策」を計画に記載するものとされています。今回の改定に当たり、具体的には、改定前の実施計画の項目を基に、所要の修正を加えていくものとします。

○ 自立支援システム等の事業成果と、国が基本方針で示した事項を踏まえ、今後のホームレス対策の方

## (2) 市町村の取組状況

市町村部においては、平成14年2月に初めて路上生活者概数調査を実施し、176人のホームレスが確認されました。翌年同期の調査で212人に増加しましたが、これをピークとして多少の増減をしつつも全体としては減少傾向となり、平成25年8月の調査では調査開始以来最も少ない、45人にまで減少しました。

（国土交通省管理河川分を除く。）

市部においては、繁華街や大規模公園のある市及び多摩川を除き、区部のように中心部から周辺部まで広範囲にわたってホームレスがいるという実態になっていません。

このため、社会福祉法に規定する民間の無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）（平成25年8月現在38か所、定員計1,468人）等を活用した生活保護の適用や、応急援護の実施等によって対応しています。また、国や都の補助金を活用して、巡回相談事業に取り組む市もあります。

## (3) その他の取組状況

「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」への対策としては、平成20年4月に、インターネットカフェや漫画喫茶等に寝泊りする不安定就労者等への支援として、住居喪失不安定就労者サポートセンター「TOKYOチャレンジネット」を開設しました。

また、平成21年3月に、雇止め等による離職者への支援として、介護人材育成確保緊急対策事業「TOKYOチャレンジ介護」を開始しました。

「TOKYOチャレンジ介護」は平成22年度末に終了・再構築し、平成23年度より「TOKYOチャレンジネット」において「介護職支援コース」として実施しています。

## Ⅲ ホームレス問題の解決に向けて

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 計画改定の基本的方針

平成21年策定の実施計画は、5年間の計画期間を満了しました。

この間ホームレス対策事業による成果をあげながら、「住居喪失不安定就労者」や「派遣労働者の雇止め等による離職者」等の「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」に対する新たな施策も実施してきました。

国の基本方針では、実施計画を策定する場合には、「福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携」して、基本方針に掲げた「各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体が独自で実施する施策」を計画に記載するものとされています。今回の改定に当たり、具体的には、改定前の実施計画の項目を基に、所要の修正を加えていくものとします。

○ 自立支援システム等の事業成果と、国が基本方針で示した事項を踏まえ、今後のホームレス対策の方

向性を示すものとします。

- 福祉・保健、就労、住宅、人権問題など総合的な施策を盛り込んだ計画とします。
- 自立支援システムの活用が難しい就労困難者、高齢者、女性など個々の対象者の状況に応じた支援策を検討します。
- ホームレスではないが、住居喪失不安定就労者など「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」に対する施策を盛り込みます。

### (2) 計画期間

平成 25 年 7 月の国の基本方針がその運用期間を 5 年間としていることから、実施計画の計画期間は、平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、必要な改定を図ることとします。

### (3) 基本目標

「新型自立支援センター」や「自立支援住宅」を核とした「自立支援システム」の運用及び生活の安定に向けた相談・援護・生活支援を行う総合的な対策の推進により、ホームレスの一日も早い自立と、住居喪失不安定就労者や離職者など、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者がホームレスになることなく安定した生活を営めることを目指します。

## 2 具体的な対策の推進

### (1) 自立支援システムの運営

#### ア 現状と課題

- 都と特別区は、全国に先駆け、都区共同の一貫した自立支援システムの構築に取り組んできました。
- 平成 12 年 11 月から平成 22 年 9 月までは、23 区を 5 ブロックに分け、各ブロックにホームレスを保護する「緊急一時保護事業」(第 1 ステップ)を実施する「緊急一時保護センター」と、社会復帰を促す「自立支援事業」(第 2 ステップ)を実施する「自立支援センター」を 1 か所ずつ設置(5 年ごとの各区持ち回り方式)してきました。
- 平成 22 年 10 月からは、「緊急一時保護センター」と「自立支援センター」の機能を一体化した「新型自立支援センター」への移行を開始し、平成 25 年 2 月に 5 ブロック全てで新型化が完了しました。(5 年ごとの各区持ち回り方式)
- 「緊急一時保護事業」では、ホームレスを一時的に保護し、心身の回復を図るとともに、「自立支援事業」への移行など能力に応じた支援方針を決定しています。(利用期間：原則 2 週間以内、但し 2 週間以内の延長可)
- 「自立支援事業」では、「緊急一時保護事業」利用者のうち、就労意欲があり、心身とも就労に支障がない者に対し、職業相談、就労指導等を行い、就労による自立を支援しています。(利用期間：緊急一時保護事業の利用開始から通算して 6 ヶ月(自立支援住宅利用を含む))
- 新型自立支援センターは、入所の早い段階から一貫した就労支援を行い、緊急一時保護センターと自立支援センターの 2 つの施設を通じて支援を行う「従来型」よりも就労自立の促進に効果があがっています。

〔就労自立率の実績(平成 22 年 10 月～25 年 3 月)〕

従来型自立支援センター：23%⇒新型自立支援センター：32%

※就労自立率：緊急一時保護事業利用者のうち自立支援事業に移行して就労自立した者の割合

また、新型自立支援センターでは、自立支援センターに附属する施設として各ブロック内に 50 戸の自立支援住宅(借り上げアパート)を確保し、就労を開始した利用者が地域生活を訓練する場としています。

- 自立支援事業の利用者の 49%が就労自立をしており(平成 24 年度末までの累計)、都区共同の自立支

向性を示すものとします。

- 福祉・保健、就労、住宅、人権問題など総合的な施策を盛り込んだ計画とします。
- 自立支援システムの活用が難しい就労困難者、高齢者、女性など個々の対象者の状況に応じた支援策を検討します。
- ホームレスではないが、住居喪失不安定就労者など「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」に対する施策を盛り込みます。

### (2) 計画期間

平成 25 年 7 月の国の基本方針がその運用期間を 5 年間としていることから、実施計画の計画期間は、平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、必要な改定を図ることとします。

今後、生活困窮者自立支援法の施行に伴い国の基本方針が改定された場合も、同様とします。

### (3) 基本目標

「新型自立支援センター」や「自立支援住宅」を核とした「自立支援システム」の運用及び生活の安定に向けた相談・援護・生活支援を行う総合的な対策の推進により、ホームレスの一日も早い自立と、住居喪失不安定就労者や離職者など、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者がホームレスになることなく安定した生活を営めることを目指します。

## 2 具体的な対策の推進

### (1) 自立支援システムの運営

#### ア 現状と課題

- 都と特別区は、全国に先駆け、都区共同の一貫した自立支援システムの構築に取り組んできました。
- 平成 12 年 11 月から平成 22 年 9 月までは、23 区を 5 ブロックに分け、各ブロックにホームレスを保護する「緊急一時保護事業」(第 1 ステップ)を実施する「緊急一時保護センター」と、社会復帰を促す「自立支援事業」(第 2 ステップ)を実施する「自立支援センター」を 1 か所ずつ設置(5 年ごとの各区持ち回り方式)してきました。
- 平成 22 年 10 月からは、「緊急一時保護センター」と「自立支援センター」の機能を一体化した「新型自立支援センター」への移行を開始し、平成 25 年 2 月に 5 ブロック全てで新型化が完了しました。(5 年ごとの各区持ち回り方式)
- 「緊急一時保護事業」では、ホームレスを一時的に保護し、心身の回復を図るとともに、「自立支援事業」への移行など能力に応じた支援方針を決定しています。(利用期間：原則 2 週間以内、但し 2 週間以内の延長可)
- 「自立支援事業」では、「緊急一時保護事業」利用者のうち、就労意欲があり、心身とも就労に支障がない者に対し、職業相談、就労指導等を行い、就労による自立を支援しています。(利用期間：緊急一時保護事業の利用開始から通算して 6 ヶ月(自立支援住宅利用を含む))
- 新型自立支援センターは、入所の早い段階から一貫した就労支援を行い、緊急一時保護センターと自立支援センターの 2 つの施設を通じて支援を行う「従来型」よりも就労自立の促進に効果があがっています。

〔就労自立率の実績(平成 22 年 10 月～25 年 3 月)〕

従来型自立支援センター：23%⇒新型自立支援センター：32%

※就労自立率：緊急一時保護事業利用者のうち自立支援事業に移行して就労自立した者の割合

また、新型自立支援センターでは、自立支援センターに附属する施設として各ブロック内に 50 戸の自立支援住宅(借り上げアパート)を確保し、就労を開始した利用者が地域生活を訓練する場としています。

- 自立支援事業の利用者の 49%が就労自立をしており(平成 24 年度末までの累計)、都区共同の自立支

援システムは、成果を挙げています。

- 自立支援センターを就労自立により退所し地域生活を送っている利用者も、失職など何らかのきっかけで生活に困窮することがあり、再び路上生活に戻ることをないよう、訪問相談等のアフターケアを実施しています。(利用期間：退所後1年間)

- 路上生活の女性・家族等への対応

女性や家族のホームレスに対しては、厚生関係施設等を活用して対応しています

が、新型自立支援センターに移行してからは、自立支援住宅を活用した支援も可能になりました。

- 「ホームレスの実態に関する全国調査」(平成24年1月実施)によれば、公園や河川等に起居しているホームレスは、高齢者や路上生活期間が長い者の割合が増加していますが、自立支援センター利用者の状況を見ると、若年者及び路上期間の短い者の割合が増加しています。

[自立支援センター利用者層の変化]

40歳代以下の者の割合：平成14年度36%⇒平成24年度63%

路上生活期間が1ヶ月未満の者の割合：平成14年度29%⇒平成24年度60%

若年の利用者の中には、就労経験の乏しい者や、不安定な就労を繰り返す者もおり、途中退所や安定した就労に結びつかない事例があります。

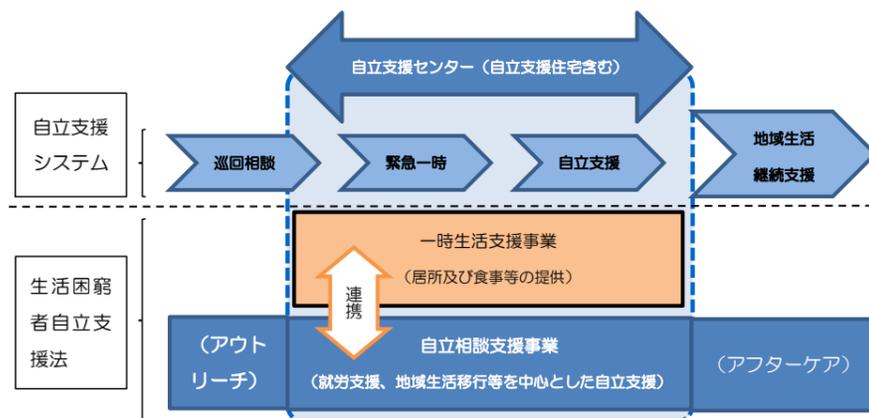
#### イ 課題への取組

路上生活者概数調査では、23区内のホームレス数は着実に減少していますが、不安定な就労を繰り返し、住居を失いホームレスになることを余儀なくされる人たちもおり、依然として自立支援センター本体の入所率は常に9割前後となっています。

こうした状況において、自立支援システムを着実に実施し、今後も次のことに取り組みます。

#### ○ 自立支援システムと新法の関係

新法移行後も、都区共同の自立支援システムがこれまで提供してきた支援内容が変わることはありません。



- 自立支援センターの計画的設置

施設を設置するにあたっては、地域住民に対して事業の趣旨や事業成果を丁寧に説明して理解を深めるよう努め、施設を設置を計画通り進めます。

- 自立支援センターの運営

自立支援センターでは、宿泊、食事等の提供や、健康診断や健康相談等により必要に応じて健康回復の支援を行い、生活、法律その他の専門相談を通じて利用者への総合的支援をしていきます。

利用者の意欲、能力、希望等の把握及び評価(就労アセスメント)を行った上で、ハローワークや民間団体と連携して職業相談や職業紹介を行い、就職準備や就職、仕事の継続を支援します。

就労を開始した利用者は、住まいを確保するための貯蓄をしますが、賃貸住宅の紹介や契約上の相談には専門の住宅相談員等を通じて対応します。

また、地域での生活訓練の場として自立支援住宅(借上げアパート)を活用し、定期的にまた利用者

援システムは、成果を挙げています。

- 自立支援センターを就労自立により退所し地域生活を送っている利用者も、失職など何らかのきっかけで生活に困窮することがあり、再び路上生活に戻ることをないよう、訪問相談等のアフターケアを実施しています。(利用期間：退所後1年間)

- 路上生活の女性・家族等への対応

女性や家族のホームレスに対しては、厚生関係施設等を活用して対応しています

が、新型自立支援センターに移行してからは、自立支援住宅を活用した支援も可能になりました。

- 「ホームレスの実態に関する全国調査」(平成24年1月実施)によれば、公園や河川等に起居しているホームレスは、高齢者や路上生活期間が長い者の割合が増加していますが、自立支援センター利用者の状況を見ると、若年者及び路上期間の短い者の割合が増加しています。

[自立支援センター利用者層の変化]

40歳代以下の者の割合：平成14年度36%⇒平成24年度63%

路上生活期間が1ヶ月未満の者の割合：平成14年度29%⇒平成24年度60%

若年の利用者の中には、就労経験の乏しい者や、不安定な就労を繰り返す者もおり、途中退所や安定した就労に結びつかない事例があります。

#### イ 課題への取組

路上生活者概数調査では、23区内のホームレス数は着実に減少していますが、不安定な就労を繰り返し、住居を失いホームレスになることを余儀なくされる人たちもおり、依然として自立支援センター本体の入所率は常に9割前後となっています。

こうした状況において、自立支援システムを着実に実施し、今後も次のことに取り組みます。

- 自立支援センターの計画的設置

施設を設置するにあたっては、地域住民に対して事業の趣旨や事業成果を丁寧に説明して理解を深めるよう努め、施設を設置を計画通り進めます。

- 自立支援センターの運営

自立支援センターでは、宿泊、食事等の提供や、健康診断や健康相談等により必要に応じて健康回復の支援を行い、生活、法律その他の専門相談を通じて利用者への総合的支援をしていきます。

利用者の意欲、能力、希望等の把握及び評価(就労アセスメント)を行った上で、ハローワークや民間団体と連携して職業相談や職業紹介を行い、就職準備や就職、仕事の継続を支援します。

就労を開始した利用者は、住まいを確保するための貯蓄をしますが、賃貸住宅の紹介や契約上の相談には専門の住宅相談員等を通じて対応します。

また、地域での生活訓練の場として自立支援住宅(借上げアパート)を活用し、定期的にまた利用者

の状況に応じて訪問相談等を行い、きめ細かな支援をします。

- 利用者層の変化に対応した支援  
若年者や路上生活期間の短い者、就労経験の乏しい者や不安定な就労を繰り返す者等の割合の増加に対応して、効果的なアセスメントや支援方法を検討し、実施していきます。
- 就労自立困難層への対応  
自立支援センター利用者のうち、就労自立が困難な利用者については、更生施設等の活用により、再び路上に戻ることなく地域で生活できるようにします。
- 路上生活の女性・家族等への対応  
女性や家族の路上生活者に対しては、今後も、特別区人事・厚生事務組合の厚生関係施設等を活用して対応していきますが、就労自立が可能と思われる者に対しては、本人の状況に応じて、自立支援住宅を活用しながら自立支援センターで行う支援を実施します。
- 自立支援センター退所後に路上生活に戻さないしくみ  
自立支援センターから就労自立した者に対するアフターケアとして、相談員による自宅訪問を中心とした生活相談や、OB会の開催、職業相談や法律相談等を実施し、地域生活の継続を支援します。

## (2) 就業機会の確保

ホームレスの就労による自立を図るには、就業機会を確保するための取組が重要です。しかし、長期的・安定的な雇用を維持するためには、ホームレスの個々の状況を把握し、これに対応したきめ細かな自立支援計画を実施していくことが必要となります。このため、保健・医療、生活指導、居住の場の確保など、自立支援の取組と緊密に連携しながら、働く意欲のあるホームレスの就労を効果的に支援していきます。

### ① 求人の確保

#### ア 現状と課題

- 経済・雇用情勢が悪化すると、ホームレスの就職も困難な状況が続きます。ホームレスの就職に結びつく可能性の高い求人の開拓・確保が必要です。
- ホームレスの前歴を持つ求職者に対し、求人企業が採用を躊躇する傾向も見受けられます。
- ホームレス及びホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者の就業による自立を促進するためには、民間事業所等から幅広い仕事を集め提供することが必要であることから、平成17年9月に民間団体と共同で東京ホームレス就業支援事業推進協議会（東京ジョブステーション）を設立しました。現在、国や東京都、特別区人事・厚生事務組合等が事業を委託しています。

#### イ 課題に対する取組

- 今後も、職業紹介権を有する東京ジョブステーション等の団体と連携し、幅広い職種の求人開拓を進めていきます。（都）

### ② 職業相談・職業紹介

#### ア 現状と課題

- ホームレスの職業紹介に当たっては、カウンセリングを十分に行い、個々の職業経験や能力に応じた就職をあっせんすることが重要となります。  
また、就職に成功しても、様々な事情から就労を継続できず離職してしまうケースもあります。

#### イ 課題に対する取組

- 自立支援センターには、公共職業安定所（ハローワーク）から職員が配置され、職業相談や職業紹介を行っていますが、これに加えて、東京ジョブステーションとの連携による就職支援セミナーや職業相談等を実施し、利用者一人ひとりに対して、きめ細かな支援をしていきます。  
また、東京ジョブステーション等と連携し、就職先企業の協力を得ながら就労継続の支援をしていきます。

### ③ 職業能力の開発

#### ア 現状と課題

- ホームレスが就業の可能性を高め、安定的な雇用を確保するためには、一定の職業能力を身につけ

の状況に応じて訪問相談等を行い、きめ細かな支援をします。

- 利用者層の変化に対応した支援  
若年者や路上生活期間の短い者、就労経験の乏しい者や不安定な就労を繰り返す者等の割合の増加に対応して、効果的なアセスメントや支援方法を検討し、実施していきます。
- 就労自立困難層への対応  
自立支援センター利用者のうち、就労自立が困難な利用者については、更生施設等の活用により、再び路上に戻ることなく地域で生活できるようにします。
- 路上生活の女性・家族等への対応  
女性や家族の路上生活者に対しては、今後も、特別区人事・厚生事務組合の厚生関係施設等を活用して対応していきますが、就労自立が可能と思われる者に対しては、本人の状況に応じて、自立支援住宅を活用しながら自立支援センターで行う支援を実施します。
- 自立支援センター退所後に路上生活に戻さないしくみ  
自立支援センターから就労自立した者に対するアフターケアとして、相談員による自宅訪問を中心とした生活相談や、OB会の開催、職業相談や法律相談等を実施し、地域生活の継続を支援します。

## (2) 就業機会の確保

ホームレスの就労による自立を図るには、就業機会を確保するための取組が重要です。しかし、長期的・安定的な雇用を維持するためには、ホームレスの個々の状況を把握し、これに対応したきめ細かな自立支援プログラムを実施していくことが必要となります。このため、保健・医療、生活指導、居住の場の確保など、自立支援の取組と緊密に連携しながら、働く意欲のあるホームレスの就労を効果的に支援していきます。

### ① 求人の確保

#### ア 現状と課題

- 経済・雇用情勢が悪化すると、ホームレスの就職も困難な状況が続きます。ホームレスの就職に結びつく可能性の高い求人の開拓・確保が必要です。
- ホームレスの前歴を持つ求職者に対し、求人企業が採用を躊躇する傾向も見受けられます。
- ホームレス及びホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者の就業による自立を促進するためには、民間事業所等から幅広い仕事を集め提供することが必要であることから、平成17年9月に民間団体と共同で東京ホームレス就業支援事業推進協議会（東京ジョブステーション）を設立しました。現在、国や東京都、特別区人事・厚生事務組合等が事業を委託しています。

#### イ 課題に対する取組

- 今後も、職業紹介権を有する東京ジョブステーション等の団体と連携し、幅広い職種の求人開拓を進めていきます。（都）

### ② 職業相談・職業紹介

#### ア 現状と課題

- ホームレスの職業紹介に当たっては、カウンセリングを十分に行い、個々の職業経験や能力に応じた就職をあっせんすることが重要となります。  
また、就職に成功しても、様々な事情から就労を継続できず離職してしまうケースもあります。

#### イ 課題に対する取組

- 自立支援センターには、公共職業安定所（ハローワーク）から職員が配置され、職業相談や職業紹介を行っていますが、これに加えて、東京ジョブステーションとの連携による就職支援セミナーや職業相談等を実施し、利用者一人ひとりに対して、きめ細かな支援をしていきます。  
また、東京ジョブステーション等と連携し、就職先企業の協力を得ながら就労継続の支援をしていきます。

### ③ 職業能力の開発

#### ア 現状と課題

- ホームレスが就業の可能性を高め、安定的な雇用を確保するためには、一定の職業能力を身につけ

ることが必要となっています。

- 職場体験講習は、実際の作業現場で作業を体得することにより、働く上での不安解消や就労意欲の喚起に役立ちます。

イ 課題に対する取組

- 今後も、自立支援センターにおいて、利用者の適性と希望に応じて国が行う技能講習の受講を勧めます。
- 東京ジョブステーションが実施する職場体験講習を活用し、自立支援センター利用者や、宿泊所等を利用している元ホームレスの人たちが就業にむけた準備ができるようにします。

④ 身元保証の確保

ア 現状と課題

- 平成 24 年 1 月のホームレス全国実態調査によると、就労するために望む支援についての回答では、「身元保証への援助」が「求人先開拓」や「求人情報の提供」を上回り、「住民票設定のためのアパートの必要性」に次いで第 2 位、17.6%（複数回答）となっており、大きな課題です。  
また、同調査によると、76.8%のホームレスが、「この 1 年間家族・親族と連絡がない」と回答しています。
- 東京ジョブステーションが、平成 20 年度に「身元信用保証事業」を立ち上げましたが、就職に際しての一般的な身元保証ではなく、利用実績がありません。

※「身元信用保証事業」

支援対象者が、就職に際して雇い主から身元保証人を求められた時、損害保険会社が身元信用保証をする。  
支援対象者が雇い主に対して物的損害を与えた場合に、金銭補償を行う。

イ 課題に対する取組

- 自立支援センター利用者に対して家族・親族等に連絡をとり関係を取り戻すよう助言するとともに、「身元信用保証事業」については今後も運用を工夫しながら活用します。

(3) 安定した居住場所の確保

住宅は生活の基盤であり、ホームレスが就労自立するためには、安定した居住場所の確保が欠かせません。

① 公営住宅の入居斡旋

ア 現状と課題

- 都営住宅については、真に住宅に困窮する低所得者に対し、住宅を的確に提供していくという公営住宅制度の趣旨に基づき、都営住宅の特別割当制度を実施しています  
平成 14 年度から、自立支援センターを自立により退所する者向けに、特別割当を実施しています。  
(平成 26 年度割当実数：20 戸)

イ 課題に対する取組

- 引き続きこれら特別割当を実施していきます。(都)

② 低家賃住宅の確保

ア 現状と課題

- 都内の民営借家の 1 ヶ月当たり平均賃料は、木造で約 7 万円、非木造で約 9 万円となっています。(データは平成 25 年住宅・土地統計調査、総務省)  
都内の借家は約 309 万戸、うち民営借家は約 242 万戸あります。  
借家全体のうち、1 ヶ月当たりの賃料が 5 万円未満の低家賃住宅は約 67 万戸。一方、約 59 万戸の借家が空き家になっています。

(データは平成 25 年住宅・土地統計調査、総務省)

- 平成 24 年 1 月のホームレス全国実態調査（うち東京 23 区版）によると、直近 3 か月平均の就労収入月額が 3 万円未満の者が 44.2%（19 年調査では、55.5%）、5 万円未満まで広げると 71.6%（同、

ることが必要となっています。

- 職場体験講習は、実際の作業現場で作業を体得することにより、働く上での不安解消や就労意欲の喚起に役立ちます。

イ 課題に対する取組

- 今後も、自立支援センターにおいて、利用者の適性と希望に応じて国が行う技能講習の受講を勧めます。
- 東京ジョブステーションが実施する職場体験講習を活用し、自立支援センター利用者や、宿泊所等を利用している元ホームレスの人たちが就業にむけた準備ができるようにします。

④ 身元保証の確保

ア 現状と課題

- 平成 24 年 1 月のホームレス全国実態調査によると、就労するために望む支援についての回答では、「身元保証への援助」が「求人先開拓」や「求人情報の提供」を上回り、「住民票設定のためのアパートの必要性」に次いで第 2 位、17.6%（複数回答）となっており、大きな課題です。  
また、同調査によると、76.8%のホームレスが、「この 1 年間家族・親族と連絡がない」と回答しています。
- 東京ジョブステーションが、平成 20 年度に「身元信用保証事業」を立ち上げましたが、就職に際しての一般的な身元保証ではなく、利用実績がありません。

※「身元信用保証事業」

支援対象者が、就職に際して雇い主から身元保証人を求められた時、損害保険会社が身元信用保証をする。  
支援対象者が雇い主に対して物的損害を与えた場合に、金銭補償を行う。

イ 課題に対する取組

- 自立支援センター利用者に対して家族・親族等に連絡をとり関係を取り戻すよう助言するとともに、「身元信用保証事業」については今後も運用を工夫しながら活用します。

(3) 安定した居住場所の確保

住宅は生活の基盤であり、ホームレスが就労自立するためには、安定した居住場所の確保が欠かせません。

① 公営住宅の入居斡旋

ア 現状と課題

- 都営住宅については、真に住宅に困窮する低所得者に対し、住宅を的確に提供していくという公営住宅制度の趣旨に基づき、都営住宅の特別割当制度を実施しています  
平成 14 年度から、自立支援センターを自立により退所する者向けに、特別割当を実施しています。  
(平成 25 年度割当実数：20 戸)

イ 課題に対する取組

- 引き続きこれら特別割当を実施していきます。(都)

② 低家賃住宅の確保

ア 現状と課題

- 都内の民営借家の 1 ヶ月当たり平均賃料は、木造で約 7 万円、非木造で約 9 万円となっています。(データは平成 20 年住宅・土地統計調査、総務省)  
都内の借家は約 290 万戸、うち民営借家は約 220 万戸あります。  
借家全体のうち、1 ヶ月当たりの賃料が 5 万円未満の低家賃住宅は約 65 万戸。一方、約 49 万戸の借家が空き家になっています。

(データは平成 20 年住宅・土地統計調査、総務省)

- 平成 24 年 1 月のホームレス全国実態調査（うち東京 23 区版）によると、直近 3 か月平均の就労収入月額が 3 万円未満の者が 44.2%（19 年調査では、55.5%）、5 万円未満まで広げると 71.6%（同、

75.4%)にまで増える一方、10万円以上の者は10.2%(同、8.9%)と少なくなります。このことから、毎月の固定支出となる数万円の家賃を支出することの困難な層が大半であることがわかります。

イ 課題に対する取組

- これまで培ってきた低家賃住宅活用のノウハウやネットワークを、自立支援センターでの自立支援住宅の設置・運営に活用していきます。(都、区)
- 居住支援の必要な者に対し、民間賃貸住宅に係わる団体と福祉部局等との連携を図っていきます。(都、区市町村)
- 生活困窮者自立支援法施行規則に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行います。また、路上生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努めます。(都、区市町村)

③ 入居保証人の確保

ア 現状と課題

- 不動産流通の商慣習において、入居の際には一般に保証人を求められます。しかし、ホームレスはほとんどの場合、自らの関係者・親類縁者の中から適当な保証人を見出すことが困難な状況にあります。
- また、最近では、保証会社を利用する際でも、緊急連絡人の登録を求められる場合があります。

イ 課題に対する取組

- 自立支援センター利用者が、賃貸住宅等の契約をする際に緊急連絡先を求められる場合は、居住支援団体等と連携して、緊急連絡先を確保できるようにします。(都、区)
- 入居保証人の確保について今後も引き続き検討していくとともに、自立支援センター利用者が住宅を確保する際には、不動産関係団体と連携して、保証人を必要としない住宅情報を提供していきます。(都、区)

(4) 保健及び医療の確保

平成24年1月のホームレス全国実態調査では、身体不調を訴える者は約3割、そのうち治療を受けていない者は7割弱となっていることから、ホームレスの自立を支援するためには保健及び医療の確保が重要です。

① 健康診断・相談サービスの提供

ア 現状と課題

- ホームレスの多くは、長期の野宿生活による衛生状態の悪化や栄養状態が十分でないことなどにより、健康状態が悪化している者が多く、その中にはアルコール依存症や精神に疾患を有する者等も含まれています。
- ホームレスの大半は、定期的な健康診断を受けていないため、疾病の早期発見、治療が困難な状況にあります。

イ 課題に対する取組

- 保健所等においては、自立相談支援事業を実施する機関(以下「自立相談支援機関」という。)、地域の福祉事務所、社会福祉法人、NPOとも連携して、健康診断や健康相談等を実施し、個々のニーズに応じた情報や保健・医療サービスを提供していきます。(都、区、社会福祉法人、NPO)
- 自立支援センター入所者に対しては、今後も入所初期段階に健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期治療を行います。(都、区)
- 一時生活支援事業には医療の給付は含まれませんが、自立支援センター入所者が国民健康保険等の医療保険制度に加入しておらず、かつ、経済的に余裕がない場合に医療機関を受診する必要が生じた際には、従前の運用を踏まえ、生活保護申請を行い、生活保護の医療単給により対応します。

② 結核罹患患者への対応

ア 現状と課題

75.4%)にまで増える一方、10万円以上の者は10.2%(同、8.9%)と少なくなります。このことから、毎月の固定支出となる数万円の家賃を支出することの困難な層が大半であることがわかります。

イ 課題に対する取組

- これまで培ってきた低家賃住宅活用のノウハウやネットワークを、自立支援センターでの自立支援住宅の設置・運営に活用していきます。(都、区)
- 居住支援の必要な者に対し、民間賃貸住宅に係わる団体と福祉部局等との連携を図っていきます。(都、区市町村)

③ 入居保証人の確保

ア 現状と課題

- 不動産流通の商慣習において、入居の際には一般に保証人を求められます。しかし、ホームレスはほとんどの場合、自らの関係者・親類縁者の中から適当な保証人を見出すことが困難な状況にあります。
- また、最近では、保証会社を利用する際でも、緊急連絡人の登録を求められる場合があります。

イ 課題に対する取組

- 自立支援センター利用者が、賃貸住宅等の契約をする際に緊急連絡先を求められる場合は、居住支援団体等と連携して、緊急連絡先を確保できるようにします。(都、区)
- 入居保証人の確保について今後も引き続き検討していくとともに、自立支援センター利用者が住宅を確保する際には、不動産関係団体と連携して、保証人を必要としない住宅情報を提供していきます。(都、区)

(4) 保健及び医療の確保

平成24年1月のホームレス全国実態調査では、身体不調を訴える者は約3割、そのうち治療を受けていない者は7割弱となっていることから、ホームレスの自立を支援するためには保健及び医療の確保が重要です。

① 健康診断・相談サービスの提供

ア 現状と課題

- ホームレスの多くは、長期の野宿生活による衛生状態の悪化や栄養状態が十分でないことなどにより、健康状態が悪化している者が多く、その中にはアルコール依存症や精神に疾患を有する者等も含まれています。
- ホームレスの大半は、定期的な健康診断を受けていないため、疾病の早期発見、治療が困難な状況にあります。

イ 課題に対する取組

- 保健所等においては、地域の福祉事務所、社会福祉法人、NPOとも連携して、健康診断や健康相談等を実施し、個々のニーズに応じた情報や保健・医療サービスを提供していきます。(都、区、社会福祉法人、NPO)
- 自立支援センター入所者に対しては、今後も入所初期段階に健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期治療を行います。(都、区)

② 結核罹患患者への対応

ア 現状と課題

○ ホームレスは結核を発病しやすい生活環境下にあり、また服薬や医療の中断等治療が不十分となりやすいことから、結核の再発や複数の結核薬に耐性を示す多剤耐性結核菌が出現しやすくなっています。

イ 課題に対する取組

○ 山谷地域※等において、適切な健康診断、健康相談等の機会を提供するための結核検診や直接服薬確認療法（DOTS事業）を実施し、結核罹患率の低減及び感染拡大防止を図っています。（都、区、城北労働・福祉センター）

※山谷地域

山谷地域とは、台東区、荒川区にまたがって簡易宿所等が密集する約 1.66 k m<sup>2</sup>の地域で、一般住宅や小売店の中に不安定な生活状態にある日雇労働者が宿泊する簡易宿所が混在しているという特徴がある。

③ 救急医療体制の充実

ア 現状と課題

○ 病気等により急迫した状態にあるホームレスが緊急搬送される場合、救急隊及び受入先の医療機関の協力が必要です。

イ 課題に対する取組

- 都内の民間医療機関が救急車により搬送されたホームレスを診療した場合に協力謝金を交付し、受入れについて引き続き協力促進を図ります。（都）
- 無料低額診療事業※施設の効果的な活用を図るよう努めます。（都）
- 日頃から福祉・医療・救急等関係機関の円滑な連携を図るよう努めます。（都、区市町村）

※無料低額診療事業

社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業

(5) 生活に関する相談・指導

ホームレスの個々の状況を把握し、本人の意思に基づいた的確な支援を行っていくために、関係機関による総合的な相談体制を築くことが重要です。

来所による相談のみならず、道路、公園、河川、駅等の路上生活の現場に向いて面接・生活相談を行い、ホームレス対策施設の利用や生活保護等の各種施策の活用についての助言を行う体制を作ることが支援策の効果を高めることにつながります。

① 窓口・街頭相談の充実

ア 現状と課題

- 福祉事務所の窓口では、応急的な援護、自立支援センターの入所申請や生活保護の相談など、何らかの援護を必要とするホームレスに対する相談を行っています。
- 来所による相談を窓口で待つだけでなく、街頭に出かけて相談活動を計画的に実施している福祉事務所もあります。
- ホームレスが何らかの支援を受けて、路上生活からの脱却を図るためには、相談体制の拡充が必要です。

イ 課題に対する取組（都・区市）

○ 自立相談支援機関等に相談に訪れたホームレスに対しては、本人の状況に応じて生活保護等や自立支援システム利用の相談のみならず、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談等を実施する機関（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 13 条の日本司法支援センター（以下

○ ホームレスは結核を発病しやすい生活環境下にあり、また服薬や医療の中断等治療が不十分となりやすいことから、結核の再発や複数の結核薬に耐性を示す多剤耐性結核菌が出現しやすくなっています。

イ 課題に対する取組

○ 山谷地域※等において、適切な健康診断、健康相談等の機会を提供するための結核検診や直接服薬確認療法（DOTS事業）を実施し、結核罹患率の低減及び感染拡大防止を図っています。（都、区、城北労働・福祉センター）

※山谷地域

山谷地域とは、台東区、荒川区にまたがって簡易宿所等が密集する約 1.66 k m<sup>2</sup>の地域で、一般住宅や小売店の中に不安定な生活状態にある日雇労働者が宿泊する簡易宿所が混在しているという特徴がある。

③ 救急医療体制の充実

ア 現状と課題

○ 病気等により急迫した状態にあるホームレスが緊急搬送される場合、救急隊及び受入先の医療機関の協力が必要です。

イ 課題に対する取組

- 都内の民間医療機関が救急車により搬送されたホームレスを診療した場合に協力謝金を交付し、受入れについて引き続き協力促進を図ります。（都）
- 無料低額診療事業※施設の効果的な活用を図るよう努めます。（都）
- 日頃から福祉・医療・救急等関係機関の円滑な連携を図るよう努めます。（都、区市町村）

※無料低額診療事業

社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業

(5) 生活に関する相談・指導

ホームレスの個々の状況を把握し、本人の意思に基づいた的確な支援を行っていくために、関係機関による総合的な相談体制を築くことが重要です。

来所による相談のみならず、道路、公園、河川、駅等の路上生活の現場に向いて面接・生活相談を行い、ホームレス対策施設の利用や生活保護等の各種施策の活用についての助言を行う体制を作ることが支援策の効果を高めることにつながります。

① 窓口・街頭相談の充実

ア 現状と課題

- 福祉事務所の窓口では、応急的な援護、自立支援センターの入所申請や生活保護の相談など、何らかの援護を必要とするホームレスに対する相談を行っています。
- 来所による相談を窓口で待つだけでなく、街頭に出かけて相談活動を計画的に実施している福祉事務所もあります。
- ホームレスが何らかの支援を受けて、路上生活からの脱却を図るためには、相談体制の拡充が必要です。

イ 課題に対する取組（都・区市）

○ 福祉事務所に相談に訪れたホームレスに対しては、本人の状況に応じて生活保護等や自立支援システム利用の相談のみならず、必要に応じ応急援護も実施していきます。

「法テラス」という。)、新法第2条第6項の生活困窮者家計相談支援事業(以下「家計相談支援事業」という。)を実施する機関等を紹介するとともに、必要に応じ応急援護も実施していきます。

○ 巡回相談を実施していきます。

② 巡回相談事業の実施

ア 現状と課題

○ 平成18年度から都区共同事業の「巡回相談事業」を開始しています。

また、一部の区市においても巡回相談が実施されています。

○ ホームレスに対して、路上生活から脱するための施策の周知が必ずしも徹底していません。このため、十分な情報が行き届きさえすれば路上生活から脱却することができる可能性のある人々までもが路上生活を続けています。

また、路上生活が長期化すると路上生活からの脱却が難しくなる実態もあり、できるだけ早期の段階で巡回相談により自立支援につなげる必要があります。

○ 「ホームレスの実態に関する全国調査」によると、公園、道路、河川等に起居しているホームレスは減少していますが、高齢化、路上生活の長期化の実態があり、また、今後の生活について、「今のまま(路上〈野宿〉生活)でいい」と回答する者の割合が増えています。

・55歳以上の者 : 平成15年 66.7%⇒平成24年 77.0%

・路上期間が5年以上の者 : 平成15年 21.1%⇒平成24年 54.4%

・「今のままでいい」と回答 : 平成15年 15.8%⇒平成24年 35.2%

巡回相談員が長期間関わっても、公園、道路、河川等に固定・定着し、路上生活を続けるホームレスがいます。

また、屋根のある場所と路上とを行き来している人たちもいます。

イ 課題に対する取組(都、区)

○ 自立支援センター受託法人が巡回していますが、施設管理者や福祉事務所等関係機関との連携を強化するとともに、実施体制の充実を図っていきます。

○ 公園等に固定・定着しているホームレスに対しては、今後も粘り強く巡回相談を行います。

○ 固定・定着層ではなく屋根のある場所と路上とを行き来する者等に対しては、対象者の実態把握に一層努めつつ、地域の実情に応じて、平日・日中に加え夜間等の巡回相談など柔軟な実施方法を工夫していきます。

③ 福祉サービス総合支援事業の利用促進

ア 現状と課題

○ 国制度である「日常生活自立支援事業」\*の対象者に加え、要支援・要介護の高齢者や身体障害者に対して援助するなど、東京都は「福祉サービス総合支援事業」として更なる制度の充実を図っています。

自立を目指している元ホームレスが、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を求める機会が少ない状況にあり、制度の利用促進が望まれます。

※「日常生活自立支援事業」

地域福祉権利擁護事業(平成11年)が名称変更したもの(平成19年4月)。判断能力が不十分のため権利侵害を受けやすい認知症高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用を支援する事業

イ 課題に対する取組(都、区市町村)

○ 巡回相談を実施していきます。

② 巡回相談事業の実施

ア 現状と課題

○ 平成18年度から都区共同事業の「巡回相談事業」を開始しています。

また、一部の区市においても巡回相談が実施されています。

○ ホームレスに対して、路上生活から脱するための施策の周知が必ずしも徹底していません。このため、十分な情報が行き届きさえすれば路上生活から脱却することができる可能性のある人々までもが路上生活を続けています。

また、路上生活が長期化すると路上生活からの脱却が難しくなる実態もあり、できるだけ早期の段階で巡回相談により自立支援につなげる必要があります。

○ 「ホームレスの実態に関する全国調査」によると、公園、道路、河川等に起居しているホームレスは減少していますが、高齢化、路上生活の長期化の実態があり、また、今後の生活について、「今のまま(路上〈野宿〉生活)でいい」と回答する者の割合が増えています。

・55歳以上の者 : 平成15年 66.7%⇒平成24年 77.0%

・路上期間が5年以上の者 : 平成15年 21.1%⇒平成24年 54.4%

・「今のままでいい」と回答 : 平成15年 15.8%⇒平成24年 35.2%

巡回相談員が長期間関わっても、公園、道路、河川等に固定・定着し、路上生活を続けるホームレスがいます。

また、屋根のある場所と路上とを行き来している人たちもいます。

イ 課題に対する取組(都、区)

○ 自立支援センター受託法人が巡回していますが、施設管理者や福祉事務所等関係機関との連携を強化するとともに、実施体制の充実を図っていきます。

○ 公園等に固定・定着しているホームレスに対しては、今後も粘り強く巡回相談を行います。

○ 固定・定着層ではなく屋根のある場所と路上とを行き来する者等に対しては、対象者の実態把握に一層努めつつ、地域の実情に応じて、平日・日中に加え夜間等の巡回相談など柔軟な実施方法を工夫していきます。

③ 福祉サービス総合支援事業の利用促進

ア 現状と課題

○ 国制度である「日常生活自立支援事業」\*の対象者に加え、要支援・要介護の高齢者や身体障害者に対して援助するなど、東京都は「福祉サービス総合支援事業」として更なる制度の充実を図っています。

自立を目指している元ホームレスが、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を求める機会が少ない状況にあり、制度の利用促進が望まれます。

※「日常生活自立支援事業」

地域福祉権利擁護事業(平成11年)が名称変更したもの(平成19年4月)。判断能力が不十分のため権利侵害を受けやすい認知症高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用を支援する事業

イ 課題に対する取組(都、区市町村)

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に加え、要支援・要介護の高齢者や身体障害者に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う「福祉サービス総合支援事業」について、区市町村と連携して幅広く周知し、利用の推進を図ります。
- 自立を目指している元ホームレスが制度の対象となる場合には、関係機関と連携を図りつつ、ふさわしい福祉サービスを利用できるよう、積極的にこの制度を活用して自立の支援を図っていきます。

#### (6) 緊急援助及び生活保護

ホームレス問題は、生活保護制度を含めた社会全体のセーフティネットのあり方にも大きく関わる問題です。生活保護制度は、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする制度であり、その「補足性の原理」から、年金・医療・介護・雇用等の施策や給付の限界を補完する機能をもっています。その意味において、「最後のセーフティネット」の役割を担っています。

ホームレスに対しても、一般のケースと同様、資産や稼働能力、他の法律や施策等あらゆるものを活用しても要保護状態にある場合は、状況に即して保護を適用し、要保護者の個々の状況を踏まえた自立に向けた支援を実施していきます。

##### ① 緊急に行うべき援助の実施

###### ア 現状と課題

- ホームレスの中には長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化し、必要な援護を受けずにいる者もいます。
- 病気等により、急迫した状況にある者については、申請がなくとも必要な保護を行うことが求められます。

###### イ 課題に対する取組

- 緊急的な援助を必要としているホームレスに対しては、巡回相談等の路上生活者対策事業とも連携した適切な対応に努めます。(国、都、区市)
- 区市町村の行う応急援護事業に対し、規定に基づき補助金を支出します。(都)
- 無料低額診療事業を活用し、健康相談や診療が必要に応じて利用できるよう、地域での連携の確保に努めます。(都、区市)
- 要保護者が医療機関に救急搬送された場合には、速やかに実態を把握したうえで急迫保護の要否を確認するとともに、必要な場合には適切な保護が行われるよう、福祉・医療・救急等関係機関の円滑な連携に努めます。(都、区市)

##### ② 生活保護法による保護の実施

###### 【1.相談・申請時における対応】

###### ア 現状と課題

- ホームレスに対する生活保護の適用は、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでもありません。
- したがって、ホームレスに対する保護の要否の決定にあたっては、稼働能力の判断をすることが難しいとか、居所を見つけるのが困難だという課題に直面することもあります。それを理由としてただちに保護を適用しないということにはなりません。
- 医療機関に救急搬送されて医療扶助を適用した場合は、治療後の対応を的確に行うことが重要な課題です。入院に至るまでの状況、生活実態や病後の身体状況などを十分に確認する必要がある、その状態が要保護であると認められる場合は、再び路上生活に戻ることをしないよう対応する必要があります。
- 経済・雇用情勢により、失業や不安定就労を原因として生活が困窮し、ホームレスになるおそれのある者がいます。相談者に対し、緊急雇用対策、低所得者対策等適切な施策の紹介を行うと同時に、要保護状態にある生活困窮者に対しては適切に生活保護を実施する必要があります。

###### イ 課題に対する取組(国、都、区市)

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に加え、要支援・要介護の高齢者や身体障害者に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う「福祉サービス総合支援事業」について、区市町村と連携して幅広く周知し、利用の推進を図ります。
- 自立を目指している元ホームレスが制度の対象となる場合には、関係機関と連携を図りつつ、ふさわしい福祉サービスを利用できるよう、積極的にこの制度を活用して自立の支援を図っていきます。

#### (6) 緊急援助及び生活保護

ホームレス問題は、生活保護制度を含めた社会全体のセーフティネットのあり方にも大きく関わる問題です。生活保護制度は、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする制度であり、その「補足性の原理」から、年金・医療・介護・雇用等の施策や給付の限界を補完する機能をもっています。その意味において、「最後のセーフティネット」の役割を担っています。

ホームレスに対しても、一般のケースと同様、資産や稼働能力、他の法律や施策等あらゆるものを活用しても要保護状態にある場合は、状況に即して保護を適用し、要保護者の個々の状況を踏まえた自立に向けた支援を実施していきます。

##### ① 緊急に行うべき援助の実施

###### ア 現状と課題

- ホームレスの中には長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化し、必要な援護を受けずにいる者もいます。
- 病気等により、急迫した状況にある者については、申請がなくとも必要な保護を行うことが求められます。

###### イ 課題に対する取組

- 緊急的な援助を必要としているホームレスに対しては、巡回相談等の路上生活者対策事業とも連携した適切な対応に努めます。(国、都、区市)
- 区市町村の行う応急援護事業に対し、規定に基づき補助金を支出します。(都)
- 無料低額診療事業を活用し、健康相談や診療が必要に応じて利用できるよう、地域での連携の確保に努めます。(都、区市)
- 要保護者が医療機関に救急搬送された場合には、速やかに実態を把握したうえで急迫保護の要否を確認するとともに、必要な場合には適切な保護が行われるよう、福祉・医療・救急等関係機関の円滑な連携に努めます。(都、区市)

##### ② 生活保護法による保護の実施

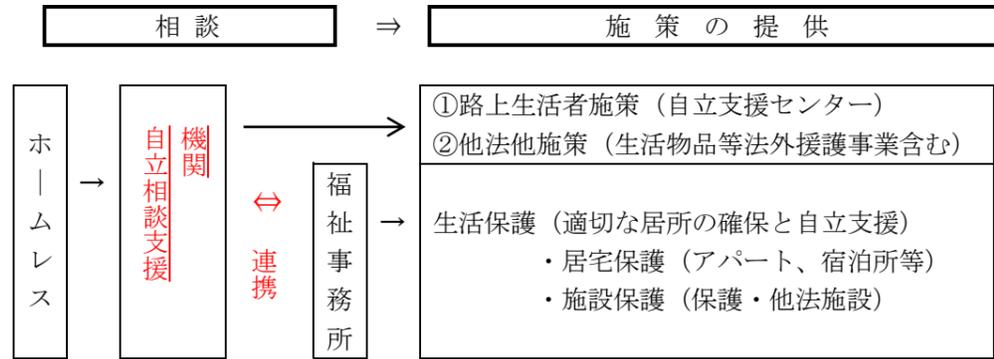
###### 【1.相談・申請時における対応】

###### ア 現状と課題

- ホームレスに対する生活保護の適用は、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでもありません。
- したがって、ホームレスに対する保護の要否の決定にあたっては、稼働能力の判断をすることが難しいとか、居所を見つけるのが困難だという課題に直面することもあります。それを理由としてただちに保護を適用しないということにはなりません。
- 医療機関に救急搬送されて医療扶助を適用した場合は、治療後の対応を的確に行うことが重要な課題です。入院に至るまでの状況、生活実態や病後の身体状況などを十分に確認する必要がある、その状態が要保護であると認められる場合は、再び路上生活に戻ることをしないよう対応する必要があります。
- 経済・雇用情勢により、失業や不安定就労を原因として生活が困窮し、ホームレスになるおそれのある者がいます。相談者に対し、緊急雇用対策、低所得者対策等適切な施策の紹介を行うと同時に、要保護状態にある生活困窮者に対しては適切に生活保護を実施する必要があります。

###### イ 課題に対する取組(国、都、区市)

- 生活保護の受給を希望又は申請意思のあるホームレスに対しては、巡回相談等の路上生活者対策事業とも連携した適切な対応に努めます。
- ホームレスからの相談に対しては、相談者の個別の状態に即して適切に対応することが求められます。つまり、面接相談時のヒアリング等を通じて、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策（路上生活者施策、他法他施策、生活保護）を示し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な選択を行うこととなります。



- 失業者からの生活困窮相談に対し、積極的に対応し、家賃滞納等による地域住民の路上生活化を未然に防止することが必要です。単に稼働能力があることのみをもって保護を要しないと判断せず、稼働能力の活用の有無を判断する必要があります。努力して求職活動を行っているにも拘らず、地域の求人状況等の理由によって就職に至らず困窮状態にある場合は、稼働能力活用の要件を満たし、要保護状態であると認められます。居住地を失うと再就職自立の可能性を更に狭めることになるので、要保護者に対しては、居住地を失う前に適切に生活保護を適用していきます。

**【2.ホームレスの状態に即した生活保護の適用】**

**ア 現状と課題**

- 身体状況のみならず職歴や生活歴等の個別状況についても確認をして、一般的な保護の要否判定を行い、地域の社会資源を最大限活用しながら、適切に対応することが必要です。
- 自立のためには適切な居所の確保が重要ですが、生活保護を適用する際、直ちにアパートなどの居宅生活をするのが困難な場合が多いという現状があります。その場合には、保護施設\*（都内：救護施設 10 か所、更生施設 11 か所、宿所提供施設 6 か所）を活用することになりますが、より多くの需要に対応していくため、社会福祉法に規定する無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）も保護の適用の場として活用されています。
- 生活保護を適用した者についても、自立の助長（自立支援）が課題であることは変わりありません。雇用就業施策等とも連携しながら、自立に向けた援助を行っていくことが求められます。

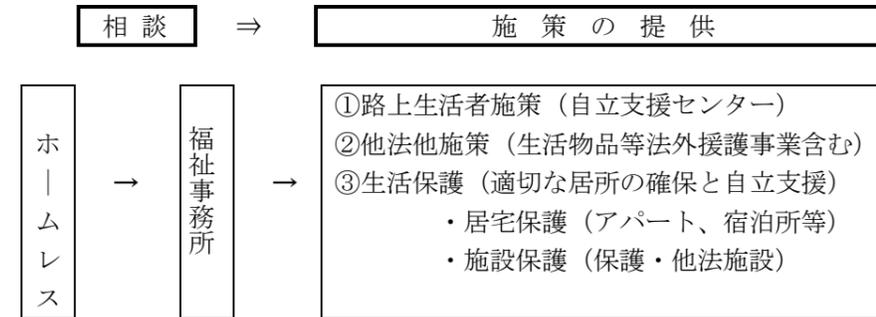
※保護施設（いずれも生活保護法上の施設）

- ・救護施設：身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設
- ・更生施設：身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設
- ・宿所提供施設：住居のない要保護者に対し、住宅扶助を行うことを目的とする施設

**イ 課題に対する取組（国、都、区市）**

- 生活保護の適用に当たっては、生活管理能力等の自立に向けた指導援助の必要性の程度を分析した

- 生活保護の受給を希望又は申請意思のあるホームレスに対しては、巡回相談等の路上生活者対策事業とも連携した適切な対応に努めます。
- ホームレスからの相談に対しては、相談者の個別の状態に即して適切に対応することが求められます。つまり、面接相談時のヒアリング等を通じて、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策（路上生活者施策、他法他施策、生活保護）を示し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な選択を行うこととなります。



- 失業者からの生活困窮相談に対し、積極的に対応し、家賃滞納等による地域住民の路上生活化を未然に防止することが必要です。単に稼働能力があることのみをもって保護を要しないと判断せず、稼働能力の活用の有無を判断する必要があります。努力して求職活動を行っているにも拘らず、地域の求人状況等の理由によって就職に至らず困窮状態にある場合は、稼働能力活用の要件を満たし、要保護状態であると認められます。居住地を失うと再就職自立の可能性を更に狭めることになるので、要保護者に対しては、居住地を失う前に適切に生活保護を適用していきます。

**【2.ホームレスの状態に即した生活保護の適用】**

**ア 現状と課題**

- 身体状況のみならず職歴や生活歴等の個別状況についても確認をして、一般的な保護の要否判定を行い、地域の社会資源を最大限活用しながら、適切に対応することが必要です。
- 自立のためには適切な居所の確保が重要ですが、生活保護を適用する際、直ちにアパートなどの居宅生活をするのが困難な場合が多いという現状があります。その場合には、保護施設\*（都内：救護施設 10 か所、更生施設 11 か所、宿所提供施設 6 か所）を活用することになりますが、より多くの需要に対応していくため、社会福祉法に規定する無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）も保護の適用の場として活用されています。
- 生活保護を適用した者についても、自立の助長（自立支援）が課題であることは変わりありません。雇用就業施策等とも連携しながら、自立に向けた援助を行っていくことが求められます。

※保護施設（いずれも生活保護法上の施設）

- ・救護施設：身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設
- ・更生施設：身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設
- ・宿所提供施設：住居のない要保護者に対し、住宅扶助を行うことを目的とする施設

**イ 課題に対する取組（国、都、区市）**

- 生活保護の適用に当たっては、生活管理能力等の自立に向けた指導援助の必要性の程度を分析した

上で、生活状況や利用できる社会資源の状況等を総合的に勘案し、居宅生活が可能かどうかを判断します。

- その結果、居宅生活に移行することが可能と判断された者は、保護開始時においても敷金等の支給が可能であり、必要な福祉サービスについても配慮しながら居宅化を進めていきます。

・生活歴、職歴、居住歴、路上生活に至った経緯、金銭管理能力、生活管理能力、一般居宅生活の阻害要因（保証人等）

- また、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設や宿泊所等において保護を行うこととなります。
- 宿泊所<sup>\*</sup>や簡易宿所<sup>\*</sup>で保護を適用している世帯についても、一般居宅への移行や自立が可能かどうかの視点をもって、本人の意思を確認しながら、援助方針を検討していきます。また、施設から地域での安定した生活への移行を支援するため、保護施設通所事業<sup>\*</sup>の活用を一層推進していきます。
- 居住地のない女性からの相談に対しては、女性相談センターの緊急一時保護、女性用の宿泊所等が利用されています。緊急一時保護の後、直ちに一般居宅生活への移行が困難な場合は、適切な施設への入所を検討します。緊急一時保護以降の援助方針の決定にあたっては、本人の意思を尊重し、関係機関（福祉事務所・女性相談センター・施設）が十分な連携を図れるよう努めていきます。

※宿泊所（無料低額宿泊所）

社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業のうち、その第8号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づき、設置される施設

※簡易宿所

旅館業法に基づき、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて宿泊させる施設

※保護施設通所事業

保護施設退所者を保護施設に通所させ（通所訓練）、または施設職員が居宅等を訪問する（訪問指導）ことにより、居宅での継続的自立生活の支援と退所促進による施設の有効活用を目的とする事業

【3.宿泊所等の活用】

ア 現状と課題

- 平成25年8月の都の調査によると、宿泊所利用者の約3割が元ホームレスであり、また利用者の9割強が生活保護受給者となっており、宿泊所が元ホームレスに対する生活保護適用の受け皿となっている実態があります。
- 宿泊所においては、精神的・身体的ケアや、日常生活、金銭管理、住宅確保、就労など、自立支援に必要な、多様なサービス提供がなされているものの、その取組内容には事業者によって大きな差が見られます。
- 宿泊所は、居宅生活に移行するための一時的な場であるが、長期間滞留する傾向も見られます。一部の区市においては、「居宅生活移行支援事業」を活用し、宿泊所を居所として生活保護を適用されている者に対して、居宅生活等への移行を支援しています。

※平成25年8月（都内全域調査）

- ①約3割が路上生活からの入所
- ②宿泊所利用者の93%が生活保護受給者
- ③1年以上の利用者が44%

上で、生活状況や利用できる社会資源の状況等を総合的に勘案し、居宅生活が可能かどうかを判断します。

- その結果、居宅生活に移行することが可能と判断された者は、保護開始時においても敷金等の支給が可能であり、必要な福祉サービスについても配慮しながら居宅化を進めていきます。

・生活歴、職歴、居住歴、路上生活に至った経緯、金銭管理能力、生活管理能力、一般居宅生活の阻害要因（保証人等）

- また、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設や宿泊所等において保護を行うこととなります。
- 宿泊所<sup>\*</sup>や簡易宿所<sup>\*</sup>で保護を適用している世帯についても、一般居宅への移行や自立が可能かどうかの視点をもって、本人の意思を確認しながら、援助方針を検討していきます。また、施設から地域での安定した生活への移行を支援するため、保護施設通所事業<sup>\*</sup>の活用を一層推進していきます。
- 居住地のない女性からの相談に対しては、女性相談センターの緊急一時保護、女性用の宿泊所等が利用されています。緊急一時保護の後、直ちに一般居宅生活への移行が困難な場合は、適切な施設への入所を検討します。緊急一時保護以降の援助方針の決定にあたっては、本人の意思を尊重し、関係機関（福祉事務所・女性相談センター・施設）が十分な連携を図れるよう努めていきます。

※宿泊所（無料低額宿泊所）

社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業のうち、その第8号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づき、設置される施設

※簡易宿所

旅館業法に基づき、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて宿泊させる施設

※保護施設通所事業

保護施設退所者を保護施設に通所させ（通所訓練）、または施設職員が居宅等を訪問する（訪問指導）ことにより、居宅での継続的自立生活の支援と退所促進による施設の有効活用を目的とする事業

【3.宿泊所等の活用】

ア 現状と課題

- 平成25年8月の都の調査によると、宿泊所利用者の約3割が元ホームレスであり、また利用者の9割強が生活保護受給者となっており、宿泊所が元ホームレスに対する生活保護適用の受け皿となっている実態があります。
- 宿泊所においては、精神的・身体的ケアや、日常生活、金銭管理、住宅確保、就労など、自立支援に必要な、多様なサービス提供がなされているものの、その取組内容には事業者によって大きな差が見られます。
- 宿泊所は、居宅生活に移行するための一時的な場であるが、長期間滞留する傾向も見られます。一部の区市においては、「居宅生活移行支援事業」を活用し、宿泊所を居所として生活保護を適用されている者に対して、居宅生活等への移行を支援しています。

※平成25年8月（都内全域調査）

- ①約3割が路上生活からの入所
- ②宿泊所利用者の93%が生活保護受給者
- ③1年以上の利用者が44%

イ 課題に対する取組（国、都、区市）

- 宿泊所は、国の基本方針において、本人の「状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者」について保護を行う場として位置づけられています。
- 元ホームレスの居宅移行を支援し、その自立を促進していくため、今後も「居宅生活移行支援事業」\*などを活用した取組を実施していきます。
- 宿泊所運営指導指針を改定し、居住環境、利用者支援の一層の改善に取り組むよう誘導していきます。

※ 居宅生活移行支援事業

無料低額宿泊施設等において、入所中の被保護者に対して自立・就労支援等を行う職員を配置する等、居宅生活等への移行を促進する事業。（国庫補助事業）

③ 路上生活者対策事業と生活保護制度の連携

ア 現状と課題

- 路上生活者対策施設利用者については、基本的には生活上の需要が満たされるので生活保護を適用する必要はありませんが、状況に応じて生活保護制度との適切な連携の下に運営することによって、よりその効果が発揮されます。
- 自立支援センターの利用者が就労自立に至らない場合、要保護状態にある者は路上生活に戻さないよう配慮する必要があります。

イ 課題に対する取組（国、都、区）

- 自立支援センター利用者が就労自立に至らない場合、要保護状態であれば生活保護を適用し、更生施設等に入所するなど個々の状況に応じた適切な対応を図るとともに、自立支援センター入所中のアセスメント結果や生活状況等を考慮して援助方針を検討するため、退所時の福祉事務所と自立支援センターの連携を強めます。
- 自立支援センターの利用期間内に就労自立ができなかった者の中で、自立の意欲があるが、生活習慣が確立していない者等に対しては、本人の希望に応じて生活保護を適用しながら更生施設利用者等社会復帰促進事業等を活用し、地域社会への安定的な移行を支援していきます。

④ 多摩地域のホームレスへの対応

ア 現状と課題

- 多摩地域のホームレス数（平成 27 年 1 月概数調査）は、162 人（国河川に 124 人、国河川以外 38 人）となっています。  
一方、多摩地域には民間宿泊所が 42 か所（定員 1,576 人）あり、多くの元ホームレスが生活保護を受けて入居しています。（平成 26 年 8 月現在）
- 中央線沿線の比較的大きな駅周辺や公園、河川敷等に暮らすホームレスに対して、自立に向けた支援を行うことが課題となっています。
- 既に民間宿泊所に入居している元ホームレスに対しても、就労を基本とした地域生活に移行できるよう、的確な支援が必要となっています。

イ 課題に対する取組

- 居宅生活移行支援事業や都「被保護者自立促進事業\*」等の活用により、自立に向けた援助が必要なホームレスに対して民間宿泊所等を活用して、路上生活からの脱却に向けた支援を強化します。（国、都、市）

※被保護者自立促進事業

生活保護法による被保護者に対して、就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援及び次世代育成支援を行い、本人及び世帯の自立の助長を図る事業

イ 課題に対する取組（国、都、区市）

- 宿泊所は、国の基本方針において、本人の「状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者」について保護を行う場として位置づけられています。
- 元ホームレスの居宅移行を支援し、その自立を促進していくため、今後も「居宅生活移行支援事業」\*などを活用した取組を実施していきます。
- 宿泊所運営指導指針を改定し、居住環境、利用者支援の一層の改善に取り組むよう誘導していきます。

※ 居宅生活移行支援事業

無料低額宿泊施設等において、入所中の被保護者に対して自立・就労支援等を行う職員を配置する等、居宅生活等への移行を促進する事業。（国庫補助事業）

③ 路上生活者対策事業と生活保護制度の連携

ア 現状と課題

- 路上生活者対策施設利用者については、基本的には生活上の需要が満たされるので生活保護を適用する必要はありませんが、状況に応じて生活保護制度との適切な連携の下に運営することによって、よりその効果が発揮されます。
- 自立支援センターの利用者が就労自立に至らない場合、要保護状態にある者は路上生活に戻さないよう配慮する必要があります。

イ 課題に対する取組（国、都、区）

- 自立支援センター利用者が就労自立に至らない場合、要保護状態であれば生活保護を適用し、更生施設等に入所するなど個々の状況に応じた適切な対応を図るとともに、自立支援センター入所中のアセスメント結果や生活状況等を考慮して援助方針を検討するため、退所時の福祉事務所と自立支援センターの連携を強めます。
- 自立支援センターの利用期間内に就労自立ができなかった者の中で、自立の意欲があるが、生活習慣が確立していない者等に対しては、本人の希望に応じて生活保護を適用しながら更生施設利用者等社会復帰促進事業等を活用し、地域社会への安定的な移行を支援していきます。

④ 多摩地域のホームレスへの対応

ア 現状と課題

- 多摩地域のホームレス数（平成 26 年 1 月概数調査）は、187 人（国河川に 148 人、国河川以外 39 人）となっています。  
一方、多摩地域には民間宿泊所が 38 か所（定員 1,468 人）あり、多くの元ホームレスが生活保護を受けて入居しています。（平成 25 年 8 月現在）
- 中央線沿線の比較的大きな駅周辺や公園、河川敷等に暮らすホームレスに対して、自立に向けた支援を行うことが課題となっています。
- 既に民間宿泊所に入居している元ホームレスに対しても、就労を基本とした地域生活に移行できるよう、的確な支援が必要となっています。

イ 課題に対する取組

- 居宅生活移行支援事業や都「被保護者自立促進事業\*」等の活用により、自立に向けた援助が必要なホームレスに対して民間宿泊所等を活用して、路上生活からの脱却に向けた支援を強化します。（国、都、市）

※被保護者自立促進事業

生活保護法による被保護者に対して、就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援及び次世代育成支援を行い、本人及び世帯の自立の助長を図る事業

### (7) 山谷地域における対策

山谷地域に住む日雇労働者は、現在、失業の常態化に加え、手狭な居住空間や健康の不安を抱えながら、路上生活状態に陥るおそれのある厳しい環境に置かれています。そのため、山谷地域の簡易宿所に宿泊する日雇労働者に対し、生活支援等を行う山谷対策を実施しています。

#### ① 雇用の安定の確保

##### ア 現状と課題

- 平成25年3月の都の調査によると、簡易宿所宿泊者のうち8割以上が生活保護を受給しています。生活保護受給者の割合は徐々に高くなっている状況です。
- しかしながら、簡易宿所にはまだある程度の日雇労働者も居住しています。この労働者の大半が従事している土木・建設関連業界からの求人数は減少し、さらに労働者は高年齢化してきているため、雇用の安定は厳しい状況にあります。
- こうした現状を踏まえて、就労機会の拡大と常用化の促進、新たな職種の求人開拓のほか、効果的な自立支援施策が求められます。

##### イ 課題に対する取組（都、城北労働・福祉センター）

- 公共事業については、積極的に日雇労働者を雇用するように吸収促進を進めます。
- 年間を通して安定した特別就労対策事業\*の実施に努めます。
- 雇用の常用化や長期就労の促進策のため、建設・土木関係のほか、清掃やパソコン、自動車運転、介護等の他分野への就労に有効な技能を習得する講習を実施します。
- 土木、建設の求人開拓とともに、高年齢化が進んでいることから清掃や運搬などの他分野への就労あっせんも行っていきます。
- 失業が常態化した日雇労働者に対し、これまで従事してきた土木・建設関連以外の分野での常用就職を目指して、介護や清掃の就労訓練を実施することによって、再び就労自立できるよう就労自立支援事業を行っていきます。

#### ※特別就労対策事業

日雇求人が減少する梅雨、夏季及び越冬期に都の公共事業を実施し、日雇労働者の就労機会を拡大することにより、生活の安定を図ることを目的に実施する事業

#### ② 地域生活の環境整備

##### ア 現状と課題

- 山谷地域は一般住宅や小売店などの中に簡易宿所が混在していることから、日雇労働者と地域住民が生活圏を共有していますが、路上生活、徘徊などの地域事情から、公園、道路の整備や街路清掃、散水等の環境整備が必要です。
- 簡易宿所に宿泊する日雇労働者が地域で生活していくためには、住民としての自覚と地元との相互理解に努めることが望ましく、山谷地域を誰もが住みやすいまちにしていくことが求められています。

##### イ 課題に対する取組

- 台東区、荒川区が行う山谷地域の公園、道路等の清掃に対し経費を補助し、地域環境の整備に努めます。（都、台東区、荒川区）
- 山谷地域を誰もが住みやすいまちにするため、町会や商店街、地域の団体などと連携して、地域の意向を踏まえつつ、生活環境の整備に努めます。（都、城北労働・福祉センター）

#### ③ 福祉、保健、医療の連携

##### ア 現状と課題

### (7) 山谷地域における対策

山谷地域に住む日雇労働者は、現在、失業の常態化に加え、手狭な居住空間や健康の不安を抱えながら、路上生活状態に陥るおそれのある厳しい環境に置かれています。そのため、山谷地域の簡易宿所に宿泊する日雇労働者に対し、生活支援等を行う山谷対策を実施しています。

#### ① 雇用の安定の確保

##### ア 現状と課題

- 平成25年3月の都の調査によると、簡易宿所宿泊者のうち8割以上が生活保護を受給しています。生活保護受給者の割合は徐々に高くなっている状況です。
- しかしながら、簡易宿所にはまだある程度の日雇労働者も居住しています。この労働者の大半が従事している土木・建設関連業界からの求人数は減少し、さらに労働者は高年齢化してきているため、雇用の安定は厳しい状況にあります。
- こうした現状を踏まえて、就労機会の拡大と常用化の促進、新たな職種の求人開拓のほか、効果的な自立支援施策が求められます。

##### イ 課題に対する取組（都、城北労働・福祉センター）

- 公共事業については、積極的に日雇労働者を雇用するように吸収促進を進めます。
- 年間を通して安定した特別就労対策事業\*の実施に努めます。
- 雇用の常用化や長期就労の促進策のため、建設・土木関係のほか、清掃やパソコン、自動車運転、介護等の他分野への就労に有効な技能を習得する講習を実施します。
- 土木、建設の求人開拓とともに、高年齢化が進んでいることから清掃や運搬などの他分野への就労あっせんも行っていきます。
- 失業が常態化した日雇労働者に対し、これまで従事してきた土木・建設関連以外の分野での常用就職を目指して、介護や清掃の就労訓練を実施することによって、再び就労自立できるよう就労自立支援事業を行っていきます。

#### ※特別就労対策事業

日雇求人が減少する梅雨、夏季及び越冬期に都の公共事業を実施し、日雇労働者の就労機会を拡大することにより、生活の安定を図ることを目的に実施する事業

#### ② 地域生活の環境整備

##### ア 現状と課題

- 山谷地域は一般住宅や小売店などの中に簡易宿所が混在していることから、日雇労働者と地域住民が生活圏を共有していますが、路上生活、徘徊などの地域事情から、公園、道路の整備や街路清掃、散水等の環境整備が必要です。
- 簡易宿所に宿泊する日雇労働者が地域で生活していくためには、住民としての自覚と地元との相互理解に努めることが望ましく、山谷地域を誰もが住みやすいまちにしていくことが求められています。

##### イ 課題に対する取組

- 台東区、荒川区が行う山谷地域の公園、道路等の清掃に対し経費を補助し、地域環境の整備に努めます。（都、台東区、荒川区）
- 山谷地域を誰もが住みやすいまちにするため、町会や商店街、地域の団体などと連携して、地域の意向を踏まえつつ、生活環境の整備に努めます。（都、城北労働・福祉センター）

#### ③ 福祉、保健、医療の連携

##### ア 現状と課題

○ 山谷地域では日雇労働市場の機能が衰退しており、就労難に加え、労働者の高齢化や傷病等により、仕事に就けない者が増えています。そのため、生活相談、援護機能の充実を図る必要があります。また、日雇労働に従事するため、労働者の健康管理や疾病から復帰する対策が求められます。

○ 山谷地域全体では、結核の罹患率が高く、アルコール依存症問題などとともに救急患者も多いことから、保健、医療の面では、結核検診の実施や民間医療機関の協力体制の確保等、保健、医療体制の充実や救急対策を推進していく必要があります。

イ 課題に対する取組

○ 山谷地域に居住する日雇労働者を対象に福祉事務所と連携し、生活保護に関する相談を行うとともに、医療に関する相談、住民登録や戸籍に関する相談、交通費や一身上など生活に関する総合的な相談を実施します。また、仕事に就けず所持金もなく、その日の宿泊又は食事に困窮している相談者に対し、応急援護として宿泊援護、給食援護を実施します。(都、城北労働・福祉センター)

○ 山谷地域の日雇労働者が傷病や体調不良のときのため、応急診療のできる健康相談室(診療所)において、健康管理に努めます。(都)

○ 呼吸器系の診療に並行して結核の投薬治療として「DOTS」事業を実施し、結核の撲滅に努めます。(都、区、城北労働・福祉センター)

④ 高齢者対策の実施

ア 現状と課題

○ 山谷地域で高齢となった日雇労働者は、就労の機会も少なく、身体機能も衰え、生活基盤を支える収入の確保が困難です。特に、失業が続いたり、疾病等により収入が途絶えると直ちに生活困窮に陥りやすいため、生活安定の施策を推進していく必要があります。

イ 課題に対する取組(都、城北労働・福祉センター)

○ 特別就労対策事業に高齢者枠(55歳以上)を設け、高齢となった日雇労働者の生活収入のための対策を講じます。

○ 山谷地域における高齢者の相互交流の場を提供するとともに、悩み等に関する相談を行います。また、敬老行事等も実施します。

(8) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応

住居喪失不安定就労者は、健康保持や将来に向けた職業能力の蓄積を図れず、将来的には就労機会も失ってホームレスとなるおそれがあり、対策を講ずる必要があります。

国の基本方針では、定まった住居を喪失し、終夜営業店舗等に寝泊りするなど、不安定な居住環境にある者について、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」としています。

ア 現状と課題

○ 都は、平成20年4月、住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りする住居喪失不安定就労者を支援するサポートセンター「TOKYOチャレンジネット」を新宿区の東京都健康プラザ「ハイジア」に開設しています。

○ 住居喪失不安定就労者には、「比較的若年の男性が多い」「住居喪失期間は短い」「ほとんどの者が仕事をしており、月15万円程度の収入はあるが、非正規雇用などの不安定就労が多い」などの特徴があり、都市雑業や建設日雇等に従事して生活する従前のホームレスとは異なる住居喪失者です。

○ 「TOKYOチャレンジネット」では次の各相談業務を行い、住居喪失不安定就労者を支援しています。

○ 山谷地域では日雇労働市場の機能が衰退しており、就労難に加え、労働者の高齢化や傷病等により、仕事に就けない者が増えています。そのため、生活相談、援護機能の充実を図る必要があります。また、日雇労働に従事するため、労働者の健康管理や疾病から復帰する対策が求められます。

○ 山谷地域全体では、結核の罹患率が高く、アルコール依存症問題などとともに救急患者も多いことから、保健、医療の面では、結核検診の実施や民間医療機関の協力体制の確保等、保健、医療体制の充実や救急対策を推進していく必要があります。

イ 課題に対する取組

○ 山谷地域に居住する日雇労働者を対象に福祉事務所と連携し、生活保護に関する相談を行うとともに、医療に関する相談、住民登録や戸籍に関する相談、交通費や一身上など生活に関する総合的な相談を実施します。また、仕事に就けず所持金もなく、その日の宿泊又は食事に困窮している相談者に対し、応急援護として宿泊援護、給食援護を実施します。(都、城北労働・福祉センター)

○ 山谷地域の日雇労働者が傷病や体調不良のときのため、応急診療のできる健康相談室(診療所)において、健康管理に努めます。(都)

○ 呼吸器系の診療に並行して結核の投薬治療として「DOTS」事業を実施し、結核の撲滅に努めます。(都、区、城北労働・福祉センター)

④ 高齢者対策の実施

ア 現状と課題

○ 山谷地域で高齢となった日雇労働者は、就労の機会も少なく、身体機能も衰え、生活基盤を支える収入の確保が困難です。特に、失業が続いたり、疾病等により収入が途絶えると直ちに生活困窮に陥りやすいため、生活安定の施策を推進していく必要があります。

イ 課題に対する取組(都、城北労働・福祉センター)

○ 特別就労対策事業に高齢者枠(55歳以上)を設け、高齢となった日雇労働者の生活収入のための対策を講じます。

○ 山谷地域における高齢者の相互交流の場を提供するとともに、悩み等に関する相談を行います。また、敬老行事等も実施します。

(8) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応

住居喪失不安定就労者は、健康保持や将来に向けた職業能力の蓄積を図れず、将来的には就労機会も失ってホームレスとなるおそれがあり、対策を講ずる必要があります。

国の基本方針では、定まった住居を喪失し、終夜営業店舗等に寝泊りするなど、不安定な居住環境にある者について、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」としています。

ア 現状と課題

○ 都は、平成20年4月、住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りする住居喪失不安定就労者を支援するサポートセンター「TOKYOチャレンジネット」を新宿区の東京都健康プラザ「ハイジア」に開設しています。

○ 住居喪失不安定就労者には、「比較的若年の男性が多い」「住居喪失期間は短い」「ほとんどの者が仕事をしており、月15万円程度の収入はあるが、非正規雇用などの不安定就労が多い」などの特徴があり、都市雑業や建設日雇等に従事して生活する従前のホームレスとは異なる住居喪失者です。

○ 「TOKYOチャレンジネット」では次の各相談業務を行い、住居喪失不安定就労者を支援しています。

【TOKYOチャレンジネット事業】

① 生活相談

- ・ 生活環境や健康状況等を把握する生活相談
- ・ インターネットカフェが多い地域を巡回し、事業の紹介や相談に応じるアウトリーチ活動

② 居住相談

- ・ 賃貸物件の情報提供
- ・ アパート確保のための初期費用や当座の生活資金の貸付
- ・ 家賃保証料の助成

③ 就労相談

- ・ 東京ジョブステーションによる就労相談
- ・ ハローワークによる職業紹介

※ 平成 21 年 3 月には、介護人材育成確保緊急対策事業「TOKYOチャレンジ介護」を開始し、介護職場への就職を目指す離職者・低所得者に対し、介護職員初任者研修講座の資格取得支援や就労支援、一時住居の提供及び生活費の貸付等をあわせて行うことにより、離職者・低所得者の生活の安定と介護人材の育成確保を図っています。

【TOKYOチャレンジネット事業】

① 生活相談

- ・ 生活環境や健康状況等を把握する生活相談
- ・ インターネットカフェが多い地域を巡回し、事業の紹介や相談に応じるアウトリーチ活動

② 居住相談

- ・ 賃貸物件の情報提供
- ・ アパート確保のための初期費用や当座の生活資金の貸付
- ・ 家賃保証料の助成

③ 就労相談

- ・ 東京ジョブステーションによる就労相談
- ・ ハローワークによる職業紹介

※ 平成 21 年 3 月には、介護人材育成確保緊急対策事業「TOKYOチャレンジ介護」を開始し、介護職場への就職を目指す離職者・低所得者に対し、介護職員初任者研修講座の資格取得支援や就労支援、一時住居の提供及び生活費の貸付等をあわせて行うことにより、離職者・低所得者の生活の安定と介護人材の育成確保を図っています。

イ 課題に対する取組

- 引き続き、住居喪失不安定就労者への支援を継続するとともに、社会経済状況の動きを注視しつつ、支援内容の見直しや関係機関との連携強化を積極的に行っていきます。(都)
- 若年者が不安定な就労を繰り返したり住居を喪失する状況に至らぬよう、何らかの取組が必要です。学校教育では、勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、体系的な「キャリア教育」(※)を推進します。(都、区市町村)

※キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

※キャリア発達

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」平成23年1月31日)

イ 課題に対する取組

- 引き続き、住居喪失不安定就労者への支援を継続するとともに、社会経済状況の動きを注視しつつ、支援内容の見直しや関係機関との連携強化を積極的に行っていきます。(都)
- 若年者が不安定な就労を繰り返したり住居を喪失する状況に至らぬよう、何らかの取組が必要です。学校教育では、勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、体系的な「キャリア教育」(※)を推進します。(都、区市町村)

※キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

※キャリア発達

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」平成23年1月31日)

(9) ホームレスの人権擁護

ホームレスの自立を社会全体が受入れ、支援していくためには、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、人権意識の高揚を図ることが大切です。

① 広報・啓発活動の実施

ア 現状と課題

- ホームレスに対する暴力事件など、ホームレスに対する人権侵害の事例が発生しています。

(9) ホームレスの人権擁護

ホームレスの自立を社会全体が受入れ、支援していくためには、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、人権意識の高揚を図ることが大切です。

① 広報・啓発活動の実施

ア 現状と課題

- ホームレスに対する暴力事件など、ホームレスに対する人権侵害の事例が発生しています。

- ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮していくことが必要です。
- ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスに対する正しい理解と認識を深めるための広報・教育啓発活動を推進することが必要です。

イ 課題に対する取組

- ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について一般都民の理解を促進するため、広報・啓発活動を行います。(都、区市町村)
- 学校教育においては、人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム」に、「東京23区の路上生活者（ホームレス）の現状」に関わる資料や「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抜粋）」とともに、実践・指導事例を掲載します。各学校が「人権教育プログラム」を活用し、路上生活者への理解を深めるための教育を進めていきます。  
さらに、地域の実態に即して、児童・生徒に対する生活指導を徹底させるとともに、家庭・地域社会や関係機関との緊密な連携を図るよう努めていきます。(都、区市町村)
- 社会教育においては、東京都・区市町村の社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象とした研修会や人権啓発学習資料等の中で、様々な人権課題の一つとして、ホームレスの人権問題について適宜取り上げるなど、啓発等に努めていきます。(都)
- 相談等を通じてホームレスに対する人権侵害の事案を認知した場合には、人権擁護機関などと連携・協力して適切な解決を図っていきます。(都、区市町村)

② 相談・支援時の人権尊重

ア 現状と課題

- 相談時やホームレスの入所施設において、ホームレスの人権が十分守られることが必要です。

イ 課題に対する取組

- 相談時や自立支援施設入所時のほか、地域生活移行後においても、(元)ホームレスの人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するように努めていきます。  
そもそもホームレス状態それ自体が人権尊重に反するということでもあるので、ホームレス状態からの脱却、自立支援の施策を推進していきます。(都)

(10) 地域における生活環境の改善

ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、当該施設の適正な利用を確保し、地域における生活環境の改善を図ることが必要です。

ア 現状と課題

- 都内の公共施設におけるホームレスの概数（平成 27 年 1 月概数調査）は次のとおりです。

合計 (人)	都管理施設			区市町村管理施設			電鉄関係 (JR・東京メトロ・都営)	その 他 <sup>※2</sup>
	公園・霊園	道路	河川	公園	道路	河川 <sup>※1</sup>		
816	193	137	81	218	63	17	54	53

※1：特別区所管分のみ

※2：「その他」とは、庁舎周辺、図書館、体育館、公民館、市町村管理河川、駅前ターミナル周辺等である。

※国管理河川のホームレス数 682 人を除く。

- 都管理の公園・道路・河川においては、施設管理者による巡回警備や声かけ、退去指導や美化清掃等を実施し、また福祉事務所等関係機関と連携した対応をすることによって、施設内に起居するホームレスは減少しました。

- ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮していくことが必要です。
- ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスに対する正しい理解と認識を深めるための広報・教育啓発活動を推進することが必要です。

イ 課題に対する取組

- ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について一般都民の理解を促進するため、広報・啓発活動を行います。(都、区市町村)
- 学校教育においては、人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム」に、「東京23区の路上生活者（ホームレス）の現状」に関わる資料や「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抜粋）」とともに、実践・指導事例を掲載します。各学校が「人権教育プログラム」を活用し、路上生活者への理解を深めるための教育を進めていきます。  
さらに、地域の実態に即して、児童・生徒に対する生活指導を徹底させるとともに、家庭・地域社会や関係機関との緊密な連携を図るよう努めていきます。(都、区市町村)
- 社会教育においては、東京都・区市町村の社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象とした研修会や人権啓発学習資料等の中で、様々な人権課題の一つとして、ホームレスの人権問題について適宜取り上げるなど、啓発等に努めていきます。(都)
- 相談等を通じてホームレスに対する人権侵害の事案を認知した場合には、人権擁護機関などと連携・協力して適切な解決を図っていきます。(都、区市町村)

② 相談・支援時の人権尊重

ア 現状と課題

- 相談時やホームレスの入所施設において、ホームレスの人権が十分守られることが必要です。

イ 課題に対する取組

- 相談時や自立支援施設入所時のほか、地域生活移行後においても、(元)ホームレスの人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するように努めていきます。  
そもそもホームレス状態それ自体が人権尊重に反するということでもあるので、ホームレス状態からの脱却、自立支援の施策を推進していきます。(都)

(10) 地域における生活環境の改善

ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、当該施設の適正な利用を確保し、地域における生活環境の改善を図ることが必要です。

ア 現状と課題

- 都内の公共施設におけるホームレスの概数（平成 25 年 8 月概数調査）は次のとおりです。

合計 (人)	都管理施設			区市町村管理施設			電鉄関係 (JR・東京メトロ・都営)	その 他 <sup>※2</sup>
	公園・霊園	道路	河川	公園	道路	河川 <sup>※1</sup>		
1,102	271	147	100	345	107	28	38	66

※1：特別区所管分のみ

※2：「その他」とは、庁舎周辺、図書館、体育館、公民館、市町村管理河川、駅前ターミナル周辺等である。

※国管理河川のホームレス数 775 人を除く。

- 都管理の公園・道路・河川においては、施設管理者による巡回警備や声かけ、退去指導や美化清掃等を実施し、また福祉事務所等関係機関と連携した対応をすることによって、施設内に起居するホームレスは減少しました。

○ しかしながら、就労できずに路上生活期間が長期化するなど、未だに多くのホームレスが存在しています。

○ 今後とも、公共施設の適正な利用が妨げられることのないよう対策が必要です。

#### イ 課題に対する取組

○ ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、都は公共施設の管理者等の関係機関と一層緊密な連携を図った上で、ホームレスの人権に配慮し、法令等の規定に従って、以下の措置を講ずることとします。(都)

- ・ 管理する公共施設内の巡視・警備の強化、物件の撤去指導等（新規流入・再流入の防止）
- ・ 前記のほか、必要と認める場合には法令の規定に基づき監督処分等の必要な措置

○ 洪水などの災害時においては、河川に起居するホームレスに被害が及ぶ危険があるため、河川管理者は、日頃から福祉事務所等関連機関と密接に連絡調整して対応します。

### (11) 地域における安全の確保

警察は、関係機関や地域住民と緊密に連携して、ホームレスの人権に配慮しつつ、ホームレス個々の被害防止や要保護事案のほか、地域住民に与える不安感の除去など、地域の安全と平穏を守るための活動を推進していきます。

#### ア 現状と課題

○ 法令に基づき行われる各種警察活動や、不法行為に対する検挙措置等を推進していますが、ホームレスに係わる事件の発生や緊急に救護を必要と認められるホームレスの一時保護等の問題を適正に解決していくためには、関係機関及び地域社会と連携しながら各種対策を推進することが必要です。

#### イ 課題に対する取組（都）

- 各警察署は、関係行政機関、管理者等との連携に努めます。
- ホームレスの実態把握に努めるとともに、各種警察活動を通じ、地域住民の不安感の除去とホームレス自身の事件・事故を防止するための活動を推進します。
- 地域住民に不安や危害を与える事案、あるいはホームレス同士による暴行事件等については、速やかに検挙措置等を講じるとともに、再発防止に努めます。
- 公共の場所の管理者等が行う物件の撤去指導等に伴って発生する不法事案等に対し、適切に対処します。
- 緊急に救護を必要と認められる者については、警察官職務執行法等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進します。

### (12) 民間団体との連携

ホームレスの自立の支援を推進していくためには、地域の実情を把握している民間団体と連携・協力を図り、ホームレス個々のニーズに即したきめ細かい支援活動を展開していくことが求められます。

#### ア 現状と課題

- 都内には、ホームレスに対する炊き出し、夜間パトロール、就労相談、医療相談など、独自の支援活動を定期的に行っている団体が複数存在します。
- 現在、都区共同事業である自立支援システムによる施設の運営や、巡回相談等各種支援の実施に当たり、社会福祉法人やNPO法人等との協働は欠かせないものとなっています。
- 今後、民間団体等との情報交換や意見交換、適正な役割分担による事業の推進を一層進め、ホームレスの自立を多面的に支援する仕組みを強化していくことが必要です。

#### イ 課題に対する取組

○ 社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等との定期的な情報交換や意見交換を行っていきます。(都、区市、民間団体)

### (13) 民生・児童委員の理解の促進

○ しかしながら、就労できずに路上生活期間が長期化するなど、未だに多くのホームレスが存在しています。

○ 今後とも、公共施設の適正な利用が妨げられることのないよう対策が必要です。

#### イ 課題に対する取組

○ ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、都は公共施設の管理者とともに、福祉部局等の関係機関と一層緊密な連携を図った上で、ホームレスの人権に配慮し、法令等の規定に従って、以下の措置を講ずることとします。(都)

- ・ 管理する公共施設内の巡視・警備の強化、物件の撤去指導等（新規流入・再流入の防止）
- ・ 前記のほか、必要と認める場合には法令の規定に基づき監督処分等の必要な措置

○ 洪水などの災害時においては、河川に起居するホームレスに被害が及ぶ危険があるため、河川管理者は、日頃から福祉事務所等関連機関と密接に連絡調整して対応します。

### (11) 地域における安全の確保

警察は、関係機関や地域住民と緊密に連携して、ホームレスの人権に配慮しつつ、ホームレス個々の被害防止や要保護事案のほか、地域住民に与える不安感の除去など、地域の安全と平穏を守るための活動を推進していきます。

#### ア 現状と課題

○ 法令に基づき行われる各種警察活動や、不法行為に対する検挙措置等を推進していますが、ホームレスに係わる事件の発生や緊急に救護を必要と認められるホームレスの一時保護等の問題を適正に解決していくためには、関係機関及び地域社会と連携しながら各種対策を推進することが必要です。

#### イ 課題に対する取組（都）

- 各警察署は、関係行政機関、管理者等との連携に努めます。
- ホームレスの実態把握に努めるとともに、各種警察活動を通じ、地域住民の不安感の除去とホームレス自身の事件・事故を防止するための活動を推進します。
- 地域住民に不安や危害を与える事案、あるいはホームレス同士による暴行事件等については、速やかに検挙措置等を講じるとともに、再発防止に努めます。
- 公共の場所の管理者等が行う物件の撤去指導等に伴って発生する不法事案等に対し、適切に対処します。
- 緊急に救護を必要と認められる者については、警察官職務執行法等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進します。

### (12) 民間団体との連携

ホームレスの自立の支援を推進していくためには、地域の実情を把握している民間団体と連携・協力を図り、ホームレス個々のニーズに即したきめ細かい支援活動を展開していくことが求められます。

#### ア 現状と課題

- 都内には、ホームレスに対する炊き出し、夜間パトロール、就労相談、医療相談など、独自の支援活動を定期的に行っている団体が複数存在します。
- 現在、都区共同事業である自立支援システムによる施設の運営や、巡回相談等各種支援の実施に当たり、社会福祉法人やNPO法人等との協働は欠かせないものとなっています。
- 今後、民間団体等との情報交換や意見交換、適正な役割分担による事業の推進を一層進め、ホームレスの自立を多面的に支援する仕組みを強化していくことが必要です。

#### イ 課題に対する取組

○ 社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等との定期的な情報交換や意見交換を行っていきます。(都、区市、民間団体)

### (13) 民生・児童委員の理解の促進

ホームレスの個々の状況に応じた、自立支援を的確に実施していくためには、地域の実情を把握し、きめ細かい活動を実施している民生・児童委員との連携が不可欠です。

民生・児童委員にホームレス問題や施策等の十分な情報提供を行い、理解と協力を得ることにより、地域住民へのホームレスに対する理解が促進され、ホームレスの自立支援への効果的な推進につながります。

#### ア 現状と課題

- 民生・児童委員との連絡会などの様々な会議、情報交換の場などを通じ、民生・児童委員に対し、ホームレスに関する情報提供と、取組への理解について説明しています。

#### イ 課題に対する取組（都、民生・児童委員）

- 引き続き、機会をとらえて情報提供と理解の促進に努めていきます。

### IV 計画の推進及び見直し

#### 1 計画の推進

##### (1) 計画の推進体制

- ホームレスの自立支援については、安定した生活の確保とともに、保健・医療の確保、雇用・就業機会の確保、総合的な相談・支援体制の確立等、多方面での取組や広域的な連絡、調整が必要であり、行政・民間等の関係者が連携・協力して積極的な対策の推進を図っていくことが重要です。
- 計画策定後は、必要に応じ、都民及び関係者の方々の意見も踏まえ計画のフォローアップを行っていきます。

##### (2) 関係者の役割分担

##### ① 東京都の役割

東京都は、国の基本方針に即して、また、独自にホームレス対策をより効果的に推進するための施策を、区市町村や民間団体とも協力しながら実施していきます。同時に、区市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための広域的な調整や実施計画の策定及び各種施策の取組に関する情報提供等の支援を行います。

##### ② 区市町村の役割

区市町村は国の基本方針や都の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する役割を担うことが期待されています。

##### ③ 施設管理者の役割

公園等の施設管理者は、ホームレスの人権に配慮し、また自立支援策との連携を図りつつ、施設の適正な利用の確保に努めることが必要です。

##### ④ 民間団体の役割

ホームレスの自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレスにとって最も身近な存在であり、ホームレスの生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担っています。このため、民間団体は、その団体の目的に応じて、ホームレスに関する問題の解決に資する活動に努めるとともに、都や区市町村が行う支援事業の事業実施者としての役割を担うことが期待されています。

#### 2 計画の見直し

本実施計画は、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、最新の時点における都内のホームレスの状況を客観的に把握し、それまでに進めた施策の評価を行った上で、適宜必要な見直しを行います。

ホームレスの個々の状況に応じた、自立支援を的確に実施していくためには、地域の実情を把握し、きめ細かい活動を実施している民生・児童委員との連携が不可欠です。

民生・児童委員にホームレス問題や施策等の十分な情報提供を行い、理解と協力を得ることにより、地域住民へのホームレスに対する理解が促進され、ホームレスの自立支援への効果的な推進につながります。

#### ア 現状と課題

- 民生・児童委員との連絡会などの様々な会議、情報交換の場などを通じ、民生・児童委員に対し、ホームレスに関する情報提供と、取組への理解について説明しています。

#### イ 課題に対する取組（都、民生・児童委員）

- 引き続き、機会をとらえて情報提供と理解の促進に努めていきます。

### IV 計画の推進及び見直し

#### 1 計画の推進

##### (1) 計画の推進体制

- ホームレスの自立支援については、安定した生活の確保とともに、保健・医療の確保、雇用・就業機会の確保、総合的な相談・支援体制の確立等、多方面での取組や広域的な連絡、調整が必要であり、行政・民間等の関係者が連携・協力して積極的な対策の推進を図っていくことが重要です。
- 計画策定後は、必要に応じ、都民及び関係者の方々の意見も踏まえ計画のフォローアップを行っていきます。

##### (2) 関係者の役割分担

##### ① 東京都の役割

東京都は、国の基本方針に即して、また、独自にホームレス対策をより効果的に推進するための施策を、区市町村や民間団体とも協力しながら実施していきます。同時に、区市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための広域的な調整や実施計画の策定及び各種施策の取組に関する情報提供等の支援を行います。

##### ② 区市町村の役割

区市町村は国の基本方針や都の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する役割を担うことが期待されています。

##### ③ 施設管理者の役割

公園等の施設管理者は、ホームレスの人権に配慮し、また自立支援策との連携を図りつつ、施設の適正な利用の確保に努めることが必要です。

##### ④ 民間団体の役割

ホームレスの自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレスにとって最も身近な存在であり、ホームレスの生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担っています。このため、民間団体は、その団体の目的に応じて、ホームレスに関する問題の解決に資する活動に努めるとともに、都や区市町村が行う支援事業の事業実施者としての役割を担うことが期待されています。

#### 2 計画の見直し

本実施計画は、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、最新の時点における都内のホームレスの状況を客観的に把握し、それまでに進めた施策の評価を行った上で、適宜必要な見直しを行います。

V 参考資料

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）（略）  
[ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）（略）](#)  
[生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）（略）](#)  
[特措法と新法の関係（新設）](#)  
[新法施行後の自立支援システム（新設）](#)

特措法と新法の関係

	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	生活困窮者自立支援法
目的	ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。
公布・施行日	平成 14 年 8 月 7 日公布・施行 ※ 平成 24 年 6 月 20 日に、従前 10 年間であった期間を 5 年間延長する一部改正法が公布・施行。	平成 25 年 12 月 6 日公布 平成 27 年 4 月 1 日施行
法律の主な内容	○ホームレス全国調査の実施 ○国のホームレス基本指針の策定、自治体の実施計画の策定 ○法律の趣旨を踏まえた予算事業として主に以下の事業を実施 ・ホームレス総合相談推進事業 ・ホームレス緊急一時宿泊事業 ・ホームレス自立支援事業	○必須事業 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金 ○任意事業 ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計相談支援事業 等
その他	平成 29 年 8 月 7 日に期間が満了	—

V 参考資料

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）  
[ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成 25 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）](#)

